

2023年1月31日

## 株式交換に関する事前開示書面

(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第184条に基づく開示事項)

兵庫県伊丹市北伊丹八丁目10番地1  
ニデックオーケー株式会社  
代表取締役社長執行役員 森本 佳秀

ニデックオーケー株式会社(以下「当社」といいます。)は、2023年3月1日を効力発生日として、日本電産株式会社(以下「日本電産」といいます。)を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本件株式交換」といいます。)を行うことを決定し、2022年12月12日付で両社の間で株式交換契約(以下「本件株式交換契約」といいます。)を締結しました。

本件株式交換について、会社法(以下「法」といいます。)第782条第1項及び法施行規則(以下「施行規則」といいます。)第184条に定める事前開示書事項は、次のとおりです。

### 1 本件株式交換契約の内容(法第782条第1項第3号)

別紙1に記載のとおりです。

### 2 交換対価の相当性に関する事項(施行規則第184条第1項第1号)

別紙2に記載のとおりです。

### 3 交換対価について参考となるべき事項(施行規則第184条第1項第2号)

#### (1) 日本電産の定款の定め(施行規則第184条第4項第1号イ)

日本電産の定款は、別紙3のとおりです。

#### (2) 交換対価の換価方法に関する事項(施行規則第184条第4項第1号ロ)

##### ① 交換対価を取引する市場

日本電産の普通株式(以下「日本電産株式」といいます。)は、東京証券取引所プライム市場において取引されております。

② 交換対価の取引の媒介、取次又は代理を行う者

日本電産株式は、全国の各金融商品取扱業者（証券会社）において取引の媒介、取次等が行われております。

③ 交換対価の譲渡その他の処分に制限があるときはその内容

該当事項はありません。

(3) 交換対価の市場価格に関する事項（施行規則第 184 条第 4 項第 1 号ハ）

本件株式交換契約の締結を公表した日（2022 年 12 月 12 日）の前営業日を基準として、1 か月間、3 か月間、6 か月間の東京証券取引所プライム市場における日本電産株式の終値の平均は、それぞれ 8,618 円、8,458 円及び 8,762 円です。なお、日本電産株式の最新の市場価格等については、東京証券取引所のウェブサイト（<https://www.jpx.co.jp/>）等でご覧いただけます。

(4) 日本電産の過去 5 年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の内容（施行規則第 184 条第 4 項第 1 号ニ）

日本電産は、いずれの事業年度においても金融商品取引法第 24 条第 1 項の規定により有価証券報告書を提出しておりますので、記載を省略いたします。

4 株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（施行規則第 184 条第 1 項第 3 号）

該当事項はありません。

5 計算書類等に関する事項（施行規則第 184 条第 1 項第 4 号）

(1) 日本電産の最終事業年度に係る計算書類等の内容（施行規則第 184 条第 6 項第 1 号イ）

日本電産の最終事業年度（2022 年 3 月期）に係る計算書類等の内容は、別紙 4 のとおりです。

(2) 当社及び日本電産の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行

規則第 184 条第 6 項第 1 号ハ、第 2 号イ)

① 当社

(a) 当社は、2022 年 12 月 12 日開催の取締役会において、日本電産を株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする本件株式交換を行うことを決議し、同日、本件株式交換契約を締結いたしました。本件株式交換契約の内容は、別紙 1「株式交換契約書」のとおりです。

(b) 当社は、本件株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、当社が基準時の直前の時点において保有している自己株式（本件株式交換に際して法第 785 条第 1 項の規定に基づいて行使される株式買取請求にかかる株式の買取りによって当社が取得する自己株式を含みます。）の全部を、基準時の直前の時点をもって消却する予定です。

(c) 当社は、2022 年 6 月 30 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、当社の 100%子会社であった OKK テクノ株式会社（本店：兵庫県川西市）を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行いました。

② 日本電産

日本電産は、2022 年 12 月 12 日開催の取締役会において、日本電産を株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする本件株式交換を行うことを決議し、同日、本件株式交換契約を締結いたしました。本件株式交換契約の内容は、別紙 1「株式交換契約書」のとおりです。

6 株式交換が効力を生ずる日以降における株式完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項（施行規則 184 条第 1 項第 5 号）

法第 789 条第 1 項第の規定により、本件株式交換について異議を述べることができる債権者がいないため、該当事項はありません。

以上

別紙1 本株式交換契約の内容

次ページ以降をご参照ください。

## 株式交換契約書

日本電産株式会社（以下「甲」という。）及びニデックオーケー株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（株式交換）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により乙の発行済株式の全部を取得する。

### 第2条（甲及び乙の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲（株式交換完全親会社）

- ① 商号：日本電産株式会社
- ② 住所：京都府京都市南区久世殿城町 338

(2) 乙（株式交換完全子会社）

- ① 商号：ニデックオーケー株式会社
- ② 住所：兵庫県伊丹市北伊丹八丁目 10 番地 1

### 第3条（効力発生日）

本株式交換の効力発生日は、2023年3月1日とする。但し、本株式交換の手續の進行に応じ必要があるときは、会社法第790条の定めるところに従い、甲乙協議の上、これを変更することができる。この場合、乙は、変更前の効力発生日（変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前の日である場合にあっては、当該変更後の効力発生日）の前日までに、変更後の効力発生日を公告する。

### 第4条（本株式交換に際して交付する株式の数及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）の乙の株主名簿に記録された株主（第7条に基づく乙の自己株式の消却後の株主をいうものとし、甲を除く。以下「基準時株主」という。）に対し、その所有する乙の普通株式に代わり、乙の普通株式数の合計に0.128を乗じて得られる数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、基準時株主に対し、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.128株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。
3. 甲は、本株式交換に際して、基準時株主に割り当てる甲の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条の規定に従い処理する。

#### 第5条（資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換に際し増加する甲の資本金及び準備金の額は以下のとおりとする。

- (1) 資本金： 0円
- (2) 資本準備金： 会社計算規則第39条に従い、甲が別途定める額
- (3) 利益準備金： 0円

#### 第6条（承認の手続）

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定により、本契約につき甲の株主総会の決議による承認を得ないで、本株式交換を行うものとする。但し、同条第3項の規定に従い、甲の株主総会の承認を要することとなった場合には、甲は、効力発生日前日までに、甲の株主総会において、本契約の承認に関する決議を求める。
2. 乙は、効力発生日前日までに、乙の臨時株主総会において、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求める。

#### 第7条（自己株式の消却）

乙は、効力発生日の前日までに開催される乙の取締役会の決議により、基準時において乙が保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）の全部について基準時をもって消却するものとする。

#### 第8条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結日から本株式交換の効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもってそれぞれその業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行うものとする。

#### 第9条（剰余金の処分）

乙は、本契約締結日から本株式交換の効力発生日までの間、剰余金の配当を行わない。

#### 第10条（本株式交換条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から本株式交換の効力発生日の前日までの間において、甲又は乙の財産若しくは経営状態に重大な変動を生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議の上、本株式交換条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 11 条 (本契約の効力)

本契約は、第 6 条に定める甲及び乙の適法な機関決定又は本株式交換の実行のために必要な関係官庁からの認可・許可・登録・承認等が得られない場合は、その効力を失う。

第 12 条 (協議事項)

本契約に定める事項のほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを定める。

第 13 条 (準拠法及び裁判管轄)

本契約は日本国の法律に準拠し、これに従って解釈されるものとする。本契約から生じた、又はこれに関連する当事者間の紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

2022 年 12 月 12 日

甲：京都府京都市南区久世殿城町 338

日本電産株式会社

代表取締役社長執行役員 小部 博志



乙：兵庫県伊丹市北伊丹八丁目 10 番地 1

ニデックオーケー株式会社

代表取締役社長執行役員 森本 佳秀



(代表取締役) 第11号

この書の内容は、所収の資料に基づき、資料提供の旨を以て、本誌に掲載するものとする。また、本誌に掲載するものは、著作権法第17条第1項第1号の所収のものとする。

(編集長) 第12号

この書の内容は、所収の資料に基づき、資料提供の旨を以て、本誌に掲載するものとする。また、本誌に掲載するものは、著作権法第17条第1項第1号の所収のものとする。



(編集委員) 第13号

この書の内容は、所収の資料に基づき、資料提供の旨を以て、本誌に掲載するものとする。また、本誌に掲載するものは、著作権法第17条第1項第1号の所収のものとする。

この書の内容は、所収の資料に基づき、資料提供の旨を以て、本誌に掲載するものとする。また、本誌に掲載するものは、著作権法第17条第1項第1号の所収のものとする。

昭和25年12月12日

東京都港区南青山1-1-1 日本郵政公社

日本郵政公社

〒106 東京都港区南青山1-1-1 日本郵政公社



東京都港区南青山1-1-1 日本郵政公社

日本郵政公社

〒106 東京都港区南青山1-1-1 日本郵政公社





別紙2 会社法第782条第1項で掲げる交換対価の相当性に関する事項

(1) 交換対価の総数又は総額の相当性に関する事項（施行規則第184条第3項第1号）

① 本件株式交換にかかる割当ての内容

会社名	日本電産株式会社 (株式交換完全親会社)	ニデックオーケー株式会社 (株式交換完全子会社)
株式交換比率	1	0.128
本件株式交換により交付する株式数	日本電産の普通株式：1,016,993株（予定）	

(注) 1. 株式の割当比率

当社の株式1株に対して、日本電産の株式0.128株を割当て交付します。但し、日本電産が保有する当社株式15,853,444株（2022年9月30日現在）については、本件株式交換による株式の割当ては行いません。

なお、上記株式交換比率（以下「本件株式交換比率」といいます。）は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議の上、変更することがあります。

2. 本件株式交換により交付する日本電産の株式数

日本電産は、本件株式交換に際して、本件株式交換により日本電産が当社の発行済株式（但し、日本電産が保有する当社株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）における当社の株主の皆様（但し、日本電産を除きます。）に対して、その所有する当社株式の株式数の合計に本件株式交換比率を乗じた数の日本電産の普通株式（以下「日本電産株式」といいます。）を割当て交付する予定です。なお、日本電産はかかる交付に当たり、その保有する自己株式を充当する予定であり、本件株式交換における割当てに際して新たに株式を発行する予定はありません。また、当社は、本件株式交換効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、その保有する全ての自己株式（本件株式交換に関して行使される反対株主の株式買取請求にかかる株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。）を、基準時まで消却する予定です。本件株式交換によって割当交付する株式数については、当社による自己株式の消却等の理由により今後修正される可能性があります。

3. 単元未満株式の取扱い

本件株式交換に伴い、日本電産の単元未満株式（100株未満の株式）を保有する株主が新たに生じることが見込まれます。金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。日本電産の単元未満株式を所有することとなる株主の皆様においては、会社法第192条第1項の規定に基づき、日本電産に対しご所有の単元未満株式の買取りを請求することができます。

4. 1株に満たない端数の取扱い

本件株式交換に伴い、日本電産株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなる当社の株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の規定に従い、その端数の合計数（合計数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当する数の日本電産株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様へ交付いたします。

② 本件株式交換にかかる割当ての内容の根拠等

(a) 割当ての内容の根拠及び理由

日本電産及び当社は、上記1.「本件株式交換を行う理由」に記載のとおり、2022年7月に日本

電産から当社に対して本件株式交換による完全子会社化の提案が行われ、両社の間で真摯に協議・交渉を重ねた結果、日本電産が当社を完全子会社化することが、両社の企業価値向上にとって最善の判断であると考えに至りました。

両社は、本件株式交換に用いられる上記3. 「(1) ①本件株式交換にかかる割当ての内容」に記載の本件株式交換比率の算定に当たって、公正性・妥当性を確保するため、それぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、日本電産は株式会社KPMG FAS (以下「KPMG」といいます。)をファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関に、当社は、株式会社りそな銀行 (以下「りそな銀行」といいます。)をファイナンシャル・アドバイザーに、株式会社AGSコンサルティング (以下「AGSコンサルティング」といいます。)を第三者算定機関に選定いたしました。

日本電産においては、下記3. 「(3) ①公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関であるKPMGから2022年12月12日付で入手した株式交換比率算定書、リーガル・アドバイザーである弁護士法人大江橋法律事務所からの助言の結果等を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、本件株式交換比率は妥当であり、日本電産の株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本件株式交換比率により本件株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

他方、当社においては、下記3. 「(3) ①公正性を担保するための措置」及び3. 「(3) ②利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関であるAGSコンサルティングから2022年12月12日付で受領した株式交換比率算定書、リーガル・アドバイザーである弁護士法人淀屋橋・山上合同からの助言、日本電産との間で利害関係を有しない独立した委員のみから構成される特別委員会 (以下「本件特別委員会」といいます。)からの指示、助言及び2022年12月12日付で受領した答申書の内容等を踏まえて、日本電産との間で複数回にわたり本件株式交換比率を含む本件株式交換の条件に関して慎重に交渉・協議を重ねた結果、本件株式交換比率は妥当であり、当社の少数株主の皆様の利益に資するものであるとの判断に至ったため、本件株式交換比率により本件株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

両社は、上記のそれぞれにおける検討を踏まえて両社間で交渉・協議を重ねた結果、本件株式交換比率により本件株式交換を行うことが妥当なものであり、それぞれの株主の利益に資するとの判断に至ったため、本件株式交換比率により本件株式交換を行うこととし、2022年12月12日開催の両社の取締役会の決議に基づき、両社間で本件株式交換契約を締結しました。

なお、本件株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上変更されることがあります。

#### (b)算定に関する事項

##### (ア)算定機関の名称及び両社との関係

日本電産の第三者算定機関であるKPMG及び当社の第三者算定機関であるAGSコンサルティングは、両社からは独立した第三者算定機関であり、両社の関連当事者には該当せず、本件株式交換に関して両社との利益相反にかかる重要な利害関係を有していません。

なお、本件株式交換にかかるKPMGに対する報酬には、本件株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれております。日本電産は、同種の取引における一般的な実務慣行及び本件株式交換が不成立となった場合に日本電産に相応の金銭的負担が生じる報酬体系の是非等も勘案の上、本件株式交換の完了を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって独立性が否定されるわけではないとの判断から、上記の報酬体系によりKPMGを両社から独立した第三者算定機関として選定いたしました。また、AGSコンサルティングの報酬は、本件株式交換の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本件株式交換の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれておりません。

(イ)算定の概要

KPMGは、日本電産については、同社が東京証券取引所プライム市場に上場しており市場株価が存在していることから、市場株価法を用いて算定を行いました。市場株価法においては、2022年12月9日を算定基準日として、東京証券取引所プライム市場における算定基準日の終値、1か月間（2022年11月10日から2022年12月9日まで）、3か月間（2022年9月12日から2022年12月9日まで）及び6か月間（2022年6月10日から2022年12月9日まで）の各期間の終値の単純平均値を採用しています。

当社については、当社が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており市場株価が存在していることから市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を算定に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を用いて算定を行いました。

市場株価法においては、2022年12月9日を算定基準日として、東京証券取引所スタンダード市場における算定基準日の終値、1か月間（2022年11月10日から2022年12月9日まで）、3か月間（2022年9月12日から2022年12月9日まで）及び6か月間（2022年6月10日から2022年12月9日まで）の各期間の終値の単純平均値を採用しています。

DCF法では、当社よりKPMGが開示を受けた事業計画に基づき、算定基準日である2022年9月30日以降に当社が創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって株式価値を算定しています。

なお継続価値の算定については、当社が想定する2027年3月期以降に継続的に創出する水準として開示を受けたキャッシュ・フローを、現在価値に割り引くことにより算出しています。割引率は7.3%~8.3%を使用しています。なお、割引率には加重平均資本コスト（Weighted Average Cost of Capital, WACC）を使用しています。

KPMGがDCF法による算定の前提とした当社の財務予測及び将来的な事業環境見通しには、対前年度比において大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれています。具体的には、2023年3月期、2024年3月期、2025年3月期において、売上の増加見込みに対して固定費の増加を抑制することで損益分岐点を下げること、収益率の高いサービス売上の比率を上げることにより大幅な増益を見込んでおります。また、本件株式交換の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることが困難であるため、当社の事業計画（以下「本事業計画」といいます。）には加味されていません。なお、本事業計画は、本件株式交換の実施を前提としておりません。

各評価手法による日本電産の1株当たりの株式価値を1とした場合の算定レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法		株式交換比率の算定レンジ
日本電産	ニデックオーケーケー	
市場株価法	市場株価法	0.110~0.137
	DCF法	0.132~0.190

KPMGは、本件株式交換比率の算定に際して、公開情報及びKPMGに提供された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの情報が全て正確かつ完全なものであること、かつ、各社の株式価値の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でKPMGに対して未開示の事実はないことを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていません。また、KPMGは、各社及びその関連会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者算定機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っていません。KPMGに

よる各社の株式価値の算定は、算定基準日である2022年12月9日までの情報及び経済条件等を反映したものであり、KPMGがDCF法による評価に使用した当社の事業計画については、当社の経営陣により当該算定基準日時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としています。

なお、KPMGの算定結果は、日本電産の取締役会が本件株式交換比率を決定するための参考に資することを唯一の目的としており、本件株式交換比率の妥当性について意見を表明するものではありません。

他方、AGSコンサルティングは、日本電産については、同社が東京証券取引所プライム市場に上場しており市場株価が存在していることから、市場株価法を用いて算定を行いました。また、当社については、当社が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており市場株価が存在していることから市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映させるため、DCF法を用いて算定を行いました。

各評価手法による、日本電産株式の1株当たり株式価値を1とした場合の当社株式の評価レンジは以下のとおりとなります。

採用手法		株式交換比率の算定レンジ
日本電産	ニデックオーケーケー	
市場株価法	市場株価法	0.112～0.128
	DCF法	0.117～0.168

市場株価法においては、日本電産については、2022年12月9日を算定基準日として、東京証券取引所プライム市場における日本電産株式の算定基準日の株価終値、2022年11月10日から算定基準日までの直近1か月間の終値単純平均値、2022年9月12日から算定基準日までの直近3か月間の終値単純平均値、2022年6月10日から算定基準日までの直近6か月間の終値単純平均値を採用しております。また、当社については、2022年12月9日を算定基準日として、東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の算定基準日の株価終値、2022年11月10日から算定基準日までの直近1か月間の終値単純平均値、2022年9月12日から算定基準日までの直近3か月間の終値単純平均値、2022年6月10日から算定基準日までの直近6か月間の終値単純平均値を採用しております。

DCF法においては、当社が作成した2023年3月期から2027年3月期の事業計画に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を評価しております。割引率は加重平均資本コストを採用し、7.31%～8.93%としています。継続価値の算定に当たっては永久成長率法を採用し、永久成長率は0%としております。

AGSコンサルティングは、株式交換比率の算定に際して、日本電産及び当社から提供を受けた情報及び市場データ等の一般に公開されている情報並びに財務、経済及び市場に関する指標等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性、妥当性及び完全性の検証は行っておりません。両社及びその関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者算定機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。また、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性のある事実でAGSコンサルティングに対して未開示の事実は存在しないことを前提としております。AGSコンサルティングがDCF法による算定の前提とした当社の財務予測については、AGSコンサルティングにおいて、当社に対する質疑を実施

し、その策定手続及び内容を検証し、株式交換比率の算定の前提として特に不合理な点がないことを確認した上で、当社の経営陣より現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

なお、AGSコンサルティングがDCF法による算定の前提とした当社の財務予測には、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2023年3月期、2024年3月期及び2025年3月期において、売上の増加見込みに対して固定費の増加を抑制することで損益分岐点を下げること、収益率の高いサービス売上の比率を上げることにより、対前年度比で大幅な増益を見込んでおります。また、本件株式交換の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることが困難であるため、DCF法による算定の前提とした財務予測には反映しておりません。

(2) 交換対価として当該種類の財産を選択した理由（施行規則第184条第3項第2号）

当社及び日本電産は、本件株式交換の対価として、株式交換完全親会社である日本電産株式を選択いたしました。

日本電産株式は、東京証券取引所プライム市場に上場しており、本件株式交換の効力発生日以降も同市場において取引機会が確保されていること、また、当社の株主の皆様が本件株式交換に伴うシナジー効果や企業価値の向上の効果を享受することが期待できることから、上記の選択は適切であると判断いたしました。

本件株式交換により、その効力発生日である2023年3月1日（予定）をもって当社は日本電産の完全子会社となり、完全子会社となる当社の株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て2023年2月27日に上場廃止（最終売買日は2023年2月24日）となる予定です。

上場廃止後は、東京証券取引所において当社の株式を取引することはできなくなりますが、本件株式交換効力発生日において当社の株主の皆様が割り当てられる日本電産株式は東京証券取引所プライム市場に上場されているため、一部の株主の皆様においては単元未満株式の割り当てのみを受けられる可能性があるものの、1単元以上の株式については引き続き金融商品取引所において取引が可能であり、株式の流動性を確保できるものと考えております。

他方、本件株式交換により、日本電産の単元未満株式を保有することとなる株主の皆様においては、金融商品取引所において当該単元未満株式を売却することはできませんが、上記3.(1)(注)3.「単元未満株式の取扱い」記載のとおり、日本電産に対しご所有の単元未満株式の買取りを請求することができます。また、本件株式交換に伴い1株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記3.(1)(注)4.「1株に満たない端数の取扱い」をご参照ください。

なお、当社の株主の皆様は、最終売買日である2023年2月24日（予定）までは、東京証券取引所スタンダード市場においてその保有する当社株式を従来どおり取引することができるほか、基準時まで会社法その他関係法令に定める適法な権利を行使することができます。

(3) 当社の株主の利益を害さないように留意した事項（施行規則第184条第3項第3号）

① 公正性を担保するための措置

両社は、日本電産が、当社株式15,853,444株（2022年9月30日現在の発行済株式総数23,798,708株（自己株式を除く））に占める議決権数の割合にして66.61%）を保有しており、当社が日本電産の連結子会社に該当することから、本件株式交換の公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置を実施しています。

(a) 独立した第三者算定機関からの株式交換比率算定書の取得

日本電産は、両社から独立した第三者算定機関であるKPMGから、2022年12月12日付で、本件株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は上記3.「(1)②(b)算定に関する事項」をご参照ください。なお、日本電産は、KPMGから、本件株式交換比率が日本電産の株主にとって財務的見地より公正である旨の評価(フェアネス・オピニオン)を取得していません。

他方、当社は、両社から独立した第三者算定機関であるAGSコンサルティングから、2022年12月12日付で、本件株式交換に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は上記3.「(1)②(b)算定に関する事項」をご参照ください。なお、当社は、AGSコンサルティングから、本件株式交換比率が当社の株主にとって財務的見地より公正である旨の評価(フェアネス・オピニオン)を取得していません。

(b)独立した法律事務所からの助言

日本電産は、本件株式交換のリーガル・アドバイザーとして、弁護士法人大江橋法律事務所を選定し、本件株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を得ております。なお、弁護士法人大江橋法律事務所は、両社から独立しており、両社との間で重要な利害関係を有していません。

他方、当社は、本件株式交換のリーガル・アドバイザーとして、弁護士法人淀屋橋・山上合同を選定し、本件株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を得ております。なお、弁護士法人淀屋橋・山上合同は、両社から独立しており、両社との間で重要な利害関係を有していません。

② 利益相反を回避するための措置

当社は、日本電産が、当社株式15,853,444株(2022年9月30日現在の発行済株式総数23,798,708株(自己株式を除く)に占める議決権数の割合にして66.61%)を保有しており、当社が日本電産の連結子会社に該当することから、利益相反を回避するため、以下の措置を講じております。

(a)当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得

当社は、2022年8月8日、本件株式交換にかかる当社の意思決定に慎重を期し、また、当社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、当該取締役会において本件株式交換を行う旨の決定をすることが当社の少数株主の皆様にとって不利益なものでないことを確認することを目的として、いずれも、日本電産と利害関係を有しておらず、当社の社外取締役であり東京証券取引所に独立役員として届け出ている古川実氏、当社の監査等委員かつ社外取締役であり東京証券取引所に独立役員として届け出ている岩村スティーブ氏及び岡田祐輝氏(弁護士法人御堂筋法律事務所)の3名により構成される本件特別委員会を設置しました。なお、各委員に対しては、その職務の対価として、答申内容にかかわらず固定額の報酬を支払うものとしています。

本件株式交換を検討するに当たって、本件特別委員会に対し、(i)本件株式交換の目的は合理的と認められるか(本件株式交換が当社の企業価値向上に資するかを含む。)、(ii)本件株式交換の条件(本件株式交換における株式交換比率を含む。)の公正性が担保されているか、(iii)本件株式交換において、公正な手続を通じた当社の株主の利益への十分な配慮がなされているか、(iv)上記(i)乃至(iii)を踏まえ、本件株式交換は当社の少数株主にとって不利益でないか、(以下(i)乃至(iv)を総称して「本件諮問事項」といいます。)について諮問しました。

本件特別委員会は、2022年8月23日から2022年12月12日までに、会合を合計14回開催したほか、情報収集を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、本件諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。

具体的には、まず、当社が選任した第三者算定機関であるAGSコンサルティング及び法務アドバイザーである弁護士法人淀屋橋・山上合同につき、いずれも独立性及び専門性に問題がないことを確認し、その選任を承認いたしました。その上で、当社からは、当社の事業内容・事業環境、主要な経営課題、本件株式交換により当社の事業に対して想定されるメリット・デメリット、株式交換比率の前提となる当社の事業計画の策定手続等について説明を受けたほか、日本電産に対して本件株式交換の目的等に関する質問状を送付した上で、日本電産から、本件株式交換の目的、本件株式交換に至る背景・経緯、本件株式交換を選択した理由、本件株式交換後の経営方針や従業員の取扱い等について説明を受け、質疑応答を行いました。また、当社の法務アドバイザーである弁護士法人淀屋橋・山上合同から、本件株式交換にかかる当社の取締役会の意思決定の方法・過程等、本件特別委員会の運用その他の本件株式交換にかかる手続面の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関して助言を受けるとともに、日本電産に対する法務デュー・ディリジェンスの結果について報告を受け、質疑応答を行いました。さらに、当社は、第三者算定機関であるAGSコンサルティングに対して、日本電産に対する財務・税務デュー・ディリジェンスの実施を依頼し、本件特別委員会は、AGSコンサルティングから財務・税務デュー・ディリジェンスの結果について報告並びに本件株式交換における株式交換比率の評価の方法及び結果に関する説明を受け、質疑応答を行いました。なお、本件特別委員会は、日本電産と当社との間における本件株式交換にかかる協議・交渉の経緯及び内容につき適時に報告を受けた上で、日本電産から本件株式交換比率についての最終的な提案を受けるまで、複数回にわたり交渉の方針等について協議を行い、当社に意見する等して、日本電産との交渉過程に実質的に関与しております。

本件特別委員会は、かかる手続を経て、本件諮問事項について慎重に協議及び検討を行い、(i) 本件株式交換は、当社の企業価値の向上に資するものといえ、その目的は正当であり、合理性があると認められる旨、(ii) 本件株式交換の条件には公正性が認められる旨、(iii) 本件株式交換にかかる交渉過程の手続には公正性が認められる旨、及び(iv) 上記(i)乃至(iii)を踏まえ、本件株式交換の決定が当社の少数株主にとって不利益なものではない旨が記載された答申書を、2022年12月12日付で、当社の取締役会に対して提出しております。

(b) 当社における、利害関係を有しない取締役（監査等委員であるものを含む。）全員の承認

本件株式交換に関する議案を決議した2022年12月12日開催の当社取締役会では、当社取締役9名のうち、西本達也氏、芝田雄輝氏、北尾宜久氏及び若林謙一氏の4名は、日本電産又は日本電産の完全子会社の役職員を兼務していることに鑑み、利益相反を回避する観点から、西本達也氏、芝田雄輝氏、北尾宜久氏及び若林謙一氏を除く他の5名の取締役（監査等委員であるものを含まず。）において審議の上、その全員一致で、本件株式交換を行うことの決議を行いました。なお、同じく利益相反を回避する観点から、西本達也氏、芝田雄輝氏、北尾宜久氏及び若林謙一氏は、いずれも本件株式交換に関する協議及び交渉に参加しておりません。

(4) 株式交換完全親会社となる日本電産の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項（施行規則第184条第3項、法第768条第1項第2号イ）

本件株式交換により増加する日本電産の資本金及び準備金の額は以下のとおりです。これは、日本電産の財務状況、資本政策その他の事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定したものであり、相当であると考えております。

資本金の額 金0円

資本準備金の額 会社計算規則第39条の規定に従い、日本電産が別途適当に定める額

利益準備金の額 金0円



別紙3 日本電産の定款

次ページ以降をご参照ください。

# 定 款

日本電産株式会社

## 第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、ニデック株式会社と称する。

2 英文ではNIDEC CORPORATIONと表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 電気機器、電気機械および器具等の製造販売
- (2) 電子機器および各種電子部品等の製造販売
- (3) 精密機器、精密機械および部品等の製造販売
- (4) 光学機器、光学機械および部品等の製造販売
- (5) 産業用機器および産業用ロボット等の製造販売
- (6) 計測機器、制御機器および精密測定機器等の製造販売
- (7) 鍛圧機械、精密プレス加工製品および金型等の製造販売
- (8) 自動車等輸送用機器の部分品等の製造販売
- (9) 事務用機器および通信機械器具等の製造販売
- (10) 医療用機器および医療用機械器具等の製造販売
- (11) 半導体、集積回路、基板および超小型回路製造組立機械等の製造販売
- (12) 各種センサーおよびその応用製品等の製造販売
- (13) その他の機械、器具および部品の製造販売
- (14) ソフトウェアおよび情報機器等の開発、販売および保守サービス
- (15) 各種映像ならびに通信システム等の開発、製造販売および保守サービス
- (16) 損害保険代理店業および生命保険の募集業
- (17) 動産、不動産の売買、賃貸借、仲介ならびに管理業
- (18) 書籍、教材および文具の販売
- (19) 旅行斡旋業および広告宣伝業
- (20) 前各号に附帯または関連する一切の業務

(本店所在地)

第 3 条 当社は、本店を京都市に置く。

(機関の設置)

第 4 条 当社は、取締役会、監査等委員会および会計監査人を置く。

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する。

## 第2章 株式

(発行株式数)

第6条 当社の発行可能株式総数は19億2,000万株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(株主名簿管理人)

第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。

(株式取扱規則)

第9条 当社の株式に関する取扱いは、取締役会で定める株式取扱規則による。

(単元未満株主の権利)

第10条 当社の単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項により定款をもってしても制限することができない権利
- (2) 株主割当による募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第3章 株主総会

(基準日)

第11条 当社は、毎年3月31日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集の時期)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集する。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、その議長となる。

2 取締役会長にさしつかえあるとき、あるいは取締役会長が指名したときは、取締役社長がこれに代わる。

3 取締役会長および取締役社長にさしつかえあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

2 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもってこれを行う。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

#### 第4章 取締役および取締役会

(取締役の数)

第17条 当社の監査等委員でない取締役は15名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする。

(取締役の選任方法)

第18条 取締役は、株主総会において選任し、その選任決議については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

2 前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

4 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。

5 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。

(取締役の任期)

第19条 監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 補欠のため就任した監査等委員である取締役の任期は、前任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第20条 取締役会は、監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。

2 取締役会の決議をもって、監査等委員でない取締役の中から取締役会長1名、取締役副会長若干名、取締役社長1名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長または取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

2 取締役会長および取締役社長にさしつかえあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して、会日の3日前までに発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議)

第23条 取締役会の決議は、当該事項の議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。

2 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第24条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる

## 第5章 監査等委員および監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第25条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から、常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第26条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会の決議)

第27条 監査等委員会の決議は、当該事項の議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもってこれを行う。

## 第6章 取締役の責任免除

(損害賠償責任の一部免除)

第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（会社法第2条第15号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は800万円以上であらかじめ定められた金額または法令が定める金額のいずれか高い額とする。

## 第7章 計算

(事業年度)

第29条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当決定機関)

第30条 当社は、取締役会の決議により、剰余金の配当その他会社法第459条第1項各号に定める事項を行うことができる。

(剰余金の配当の基準日)

第31条 剰余金の配当として期末配当は毎年3月31日、中間配当は毎年9月30日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対しこれを行うことができる。

(除斥期間)

第32条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払いの義務を免れるものとする。なお利益配当金および中間配当金には、利息をつけないものとする。

## 附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

1 2020年6月開催の第47回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)と締結済の責任限定契約については、なお従前の例による。

(商号変更に関する経過措置)

2 第1条の変更は、2023年4月1日をもって効力を生じるものとする。なお、本項は、第1条の変更の効力発生日経過後これを削除する。

(参考書類等のインターネット開示等に関する経過措置)

3 現行定款第15条(参考書類等のインターネット開示)の削除および変更案第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。

4 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。

5 前二項および本項は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

別紙4 日本電産の最終事業年度（2022年3月期）に係る計算書類等の内容

次ページ以降をご参照ください。



## I 企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過及び成果

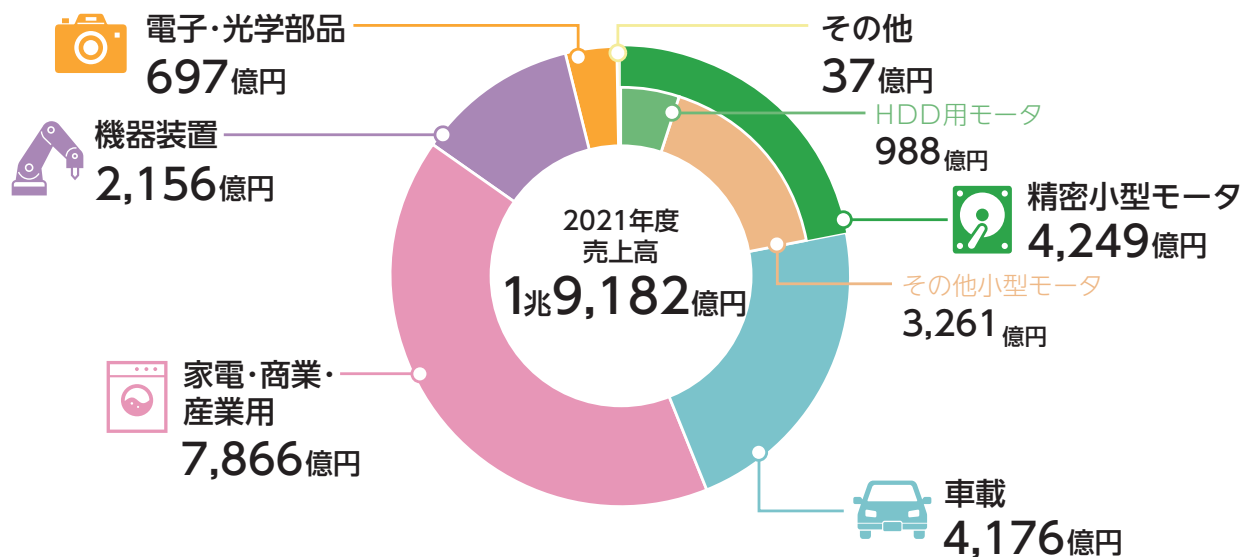
#### (1) 全般的な状況

IMFは2022暦年の世界経済成長率を2022年4月時点で+3.6%と予想しています。4月のIMF経済見通し改定後も当社を取り巻く環境は、地政学リスクの増大を背景とする原材料価格高騰やサプライチェーン混乱の加速に加え、新型コロナウイルスによる中国でのロックダウン対象都市拡大等のリスク要因顕在化が加速致しました。原材料価格については、当社主力製品であるモータの原材料価格の高騰幅も大きい状況となっております。

当期の継続事業からの連結売上高は、前期比18.5%増収の1兆9,181億74百万円となり、過去最高を更新致しました。営業利益は前期比7.2%増益の1,714億87百万円となりました。税引前当期利益は前期比11.9%増益の1,711億45百万円、継続事業からの当期利益は前期比11.6%増益の1,370億94百万円となりました。

親会社の所有者に帰属する当期利益は前期比12.2%増益の1,368億70百万円となりました。

#### (2) 製品グループ別販売の状況





## 精密小型モータ

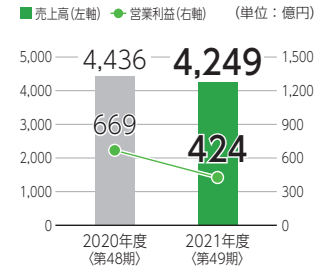
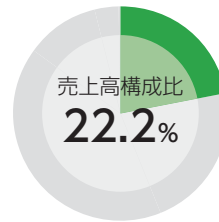
HDD用モータ、ブラシレスモータ、ファンモータ、振動モータ、ブラシ付モータ、モータ応用製品等

売上高

4,249億 07百万円  
4.2% 減

営業利益

424億 38百万円  
36.6% 減



売上高は前期比4.2%減収の4,249億7百万円、為替の影響は前期比約285億円の増収要因となりました。HDD用モータの売上高は、販売数量の減少を主因として、前期比31.4%減収の987億83百万円となりました。一方、その他小型モータにおいては、IT用ファンモータ、高効率の家電用モータ、ゲーム機等のサーマルソリューション商材等の新製品を数多市場投入することで新規需要を次々に取り込んだことにより、売上高は前期比8.9%増収の3,261億24百万円となりました。

営業利益は、部品内製化等の徹底的な原価改善を行ったものの、減収を主因として、前期比36.6%減益の424億38百万円となりました。為替の影響は前期比約88億円の増益要因となりました。





## 車載

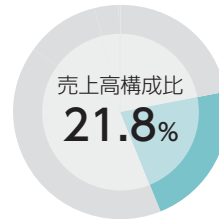
### 車載用モータ及び自動車部品

売上高

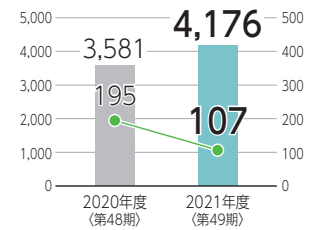
4,176億43百万円  
16.6% 増

営業利益

106億75百万円  
45.3% 減



■ 売上高(左軸) ● 営業利益(右軸) (単位: 億円)



売上高は、前期と比較すればやや回復基調にあり、前期比16.6%増収の4,176億43百万円となりました。為替の影響は前期比約193億円の増収要因となりました。

営業利益は、顧客における半導体等電子部品の影響に加え、欧州等で当期に構造改革費用約25億円を計上したこと及び引き合い、受注が急拡大しているトラクションモータシステム (E-Axle) 等の開発費等を継続して計上している一方、**WPR4**プロジェクトによるあらゆる原価改善に総力を挙げて取り組んだ結果、前期比45.3%減益の106億75百万円となりました。為替の影響は前期比約3億円の増益要因となりました。



**WPR** は登録商標です。



## 家電・商業・産業用

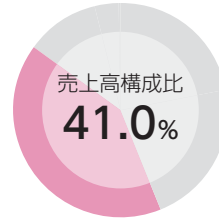
家電・商業・産業用モータ及び関連製品

売上高

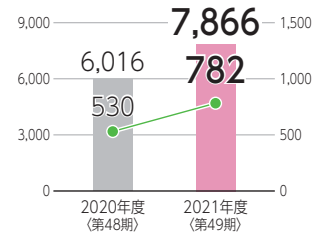
7,865億88百万円  
30.7% 増

営業利益

781億67百万円  
47.4% 増



■ 売上高(左軸) ● 営業利益(右軸) (単位:億円)



売上高は、主に家電向けコンプレッサや空調機器向けモータ、欧米での搬送用ロボット向けモータ及びギアの増収により、前期比30.7%増収の7,865億88百万円となりました。為替の影響は前期比約440億円の増収要因となりました。

営業利益は、あらゆる事業分野で省エネ高効率高付加価値新製品の需要を取り込んだ増収効果があり、また世界的な原材料高騰に対して継続的な原価改善、固定費適正化及び売価反映を実行した結果、前期比47.4%の大幅増益となる781億67百万円となりました。為替の影響は前期比約42億円の増益要因となりました。





## 機器装置

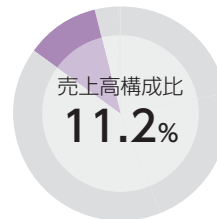
産業用ロボット、カードリーダー、検査装置、プレス機器、変減速機、工作機械等

売上高

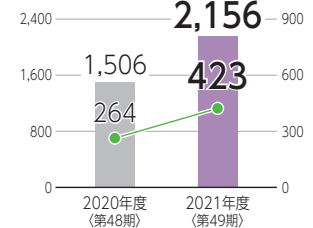
2,155億 88百万円  
43.2% 増

営業利益

423億 45百万円  
60.6% 増



■ 売上高(左軸) ● 営業利益(右軸) (単位:億円)



売上高は、5G向け需要が好調な半導体検査装置や中国市場での顧客ニーズに応えた新製品の連続投入によるプレス機・減速機的大幅な増収に加え、工作機械事業への参入により、前期比43.2%増収の2,155億88百万円となりました。為替の影響は前期比約75億円の増収要因となりました。

営業利益は増収を主因に、前期比60.6%の大幅増益となる423億45百万円となりました。為替の影響は前期比約8億円の減益要因となりました。



## 電子・光学部品

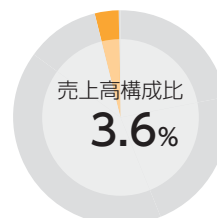
スイッチ、トリマポテンショメータ、レンズユニット、カメラシャッター等

売上高

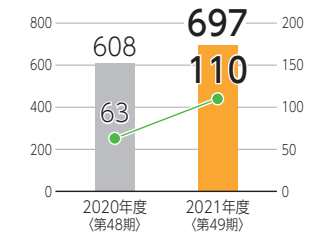
696億 99百万円  
14.6% 増

営業利益

110億 29百万円  
74.6% 増



■ 売上高(左軸) ● 営業利益(右軸) (単位:億円)



売上高は前期比14.6%増収の696億99百万円、為替の影響は前期比約42億円の増収要因となりました。

営業利益は増収及び新製品の連続投入効果により、前期比74.6%増益の110億29百万円となりました。為替の影響は前期比約6億円の増益要因となりました。



## その他

オルゴール、サービス等

売上高

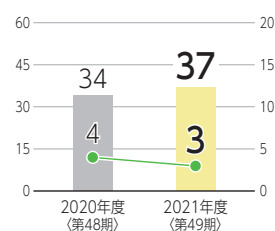
37億49百万円  
10.9% 増 

営業利益

3億34百万円  
14.6% 減 

売上高構成比  
0.2%

■ 売上高(左軸) ● 営業利益(右軸) (単位:億円)



売上高は前期比10.9%増収の37億49百万円、営業利益は前期比14.6%減益の3億34百万円となりました。



## 2. 資金調達及び設備投資の状況

### (1) 資金調達

当連結会計年度中においては、資金需要に対応するため、金融機関からの借入を中心とした資金調達を実施致しました。また、当社子会社については原則として金融機関からの資金調達を行わず、統括会社のキャッシュマネジメントシステム等を利用したグループ内ファイナンスにより、資金調達の一元化と資金効率化を継続して推進しております。なお、当連結会計年度末の借入金及び社債の合計金額は5,545億56百万円となっております。

### (2) 設備投資

当連結会計年度中の設備投資の総額は985億80百万円となりました。主なものは、向日市新拠点の建設等、国内の研究開発強化及び海外子会社の生産能力増強のための投資であります。

### 3. 財産及び損益の状況

#### (1) 企業集団の財産及び損益の状況

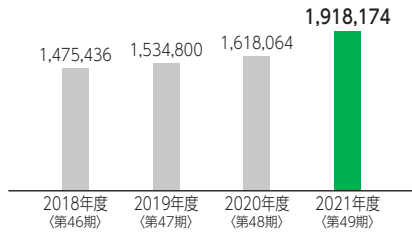
##### 【国際会計基準(IFRS)】

		2018年度〈第46期〉	2019年度〈第47期〉	2020年度〈第48期〉	2021年度〈第49期〉
売上高	(百万円)	1,475,436	1,534,800	1,618,064	1,918,174
営業利益	(百万円)	129,222	108,558	159,970	171,487
親会社の所有者に 帰属する当期利益	(百万円)	109,960	58,459	121,945	136,870
基本的1株当たり 当期利益	(円)	186.49	99.37	208.19	234.30
資産合計	(百万円)	1,884,008	2,122,493	2,256,024	2,679,594
親会社の所有者に 帰属する持分	(百万円)	996,795	947,290	1,096,020	1,293,352
1株当たり親会社 所有者帰属持分	(円)	1,693.54	1,617.21	1,871.20	2,228.91

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。
2. 基本的1株当たり当期利益については、親会社の所有者に帰属する当期利益の数値を基に算出しております。
3. 基本的1株当たり当期利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり親会社所有者帰属持分は自己株式を控除した期末発行済株式総数により、それぞれ算出してしております。
4. 基本的1株当たり当期利益の算定及び1株当たり親会社所有者帰属持分の算定において、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が所有する当社株式を自己株式として処理していることから、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数から当該株式数を控除してしております。
5. 第49期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第48期については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の見直しが見直された後の金額によっております。

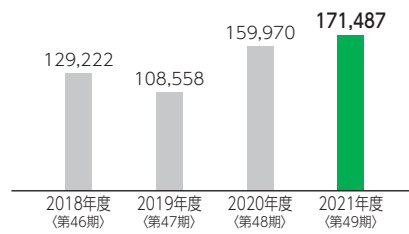
### 売上高

(百万円)



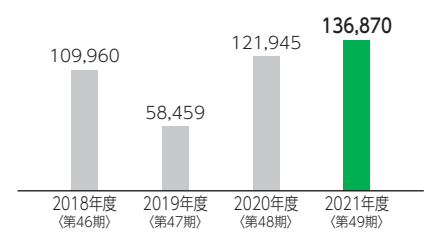
### 営業利益

(百万円)



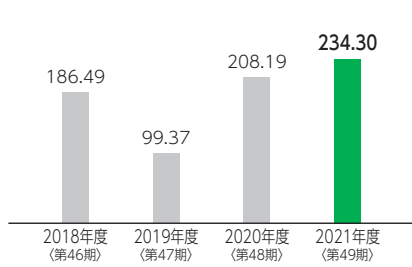
### 親会社の所有者に帰属する当期利益

(百万円)



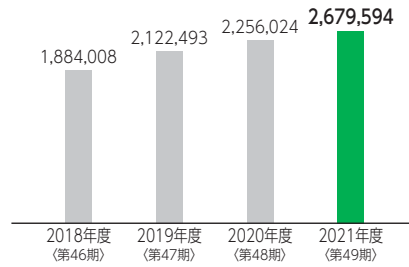
### 基本的1株当たり当期利益

(円)



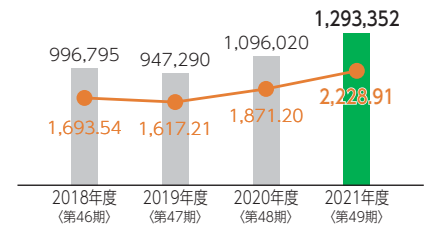
### 資産合計

(百万円)



### 親会社の所有者に帰属する持分 / 1株当たり親会社所有者帰属持分

■ 親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)  
● 1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)





## (2) 当社の財産及び損益の状況

		2018年度〈第46期〉	2019年度〈第47期〉	2020年度〈第48期〉	2021年度〈第49期〉
売上高	(百万円)	222,217	190,206	200,138	198,127
経常利益	(百万円)	49,213	31,845	45,646	47,695
当期純利益	(百万円)	48,417	31,027	41,572	45,079
1株当たり当期純利益	(円)	82.12	52.74	70.98	77.17
総資産	(百万円)	983,178	1,183,299	1,307,494	1,403,315
純資産	(百万円)	309,867	288,888	298,063	250,330
1株当たり純資産	(円)	526.46	493.19	508.87	431.41

(注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

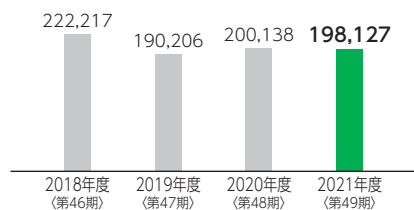
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により、それぞれ算出しております。

3. 1株当たり当期純利益の算定及び1株当たり純資産の算定において、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が所有する当社株式を自己株式として処理していることから、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数から当該株式数を控除しております。

4. 当社は、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第46期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり情報を算定しております。

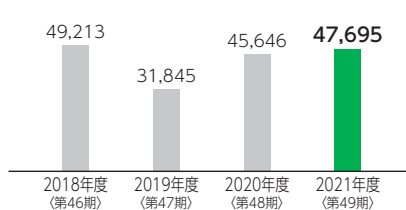
### 売上高

(百万円)



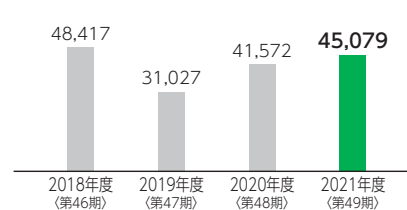
### 経常利益

(百万円)



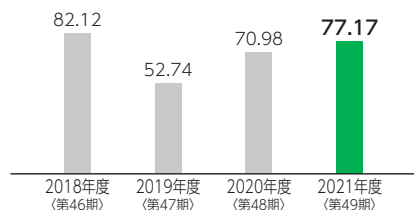
### 当期純利益

(百万円)



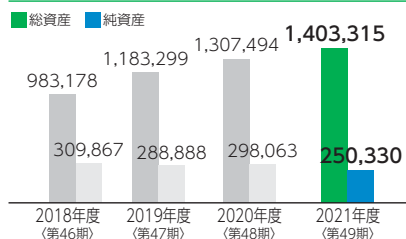
### 1株当たり当期純利益

(円)



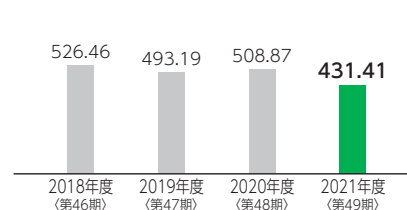
### 総資産・純資産

(百万円)



### 1株当たり純資産

(円)



## 4. 対処すべき課題

### (1) コーポレート・ガバナンス体制の強化

当社は2020年度より監査等委員会設置会社へ移行しております。今後、より迅速な意思決定を実現すると共に監査等委員である取締役が取締役会における議決権を持つこと等により取締役会の監督機能を一層強化し、更なるコーポレート・ガバナンスの強化並びに持続的な企業価値の拡大を図ります。

### (2) グローバル経営管理インフラの構築・強化

グローバル企業として、グローバルスタンダードに準拠したグループ全体の経営管理体制・会計基準・財務内容・経営情報開示体制等の充実を更に推進してまいります。

グローバルな自律成長と海外M&AのPMI（買収後の統合）加速のために成長戦略の基盤強化が必要であり「グローバル5極マトリックス経営管理体制」の構築推進を行っております。具体的には、経営品質の向上（ガバナンス、コンプライアンス、内部統制）、経営効率の向上（高品質、低コストの域内シェアドサービス）、PMIの積極サポートを担う地域統括会社を設置すると共に、その機能拡充を進めています。

グループ入りした企業について、各社の自主独立経営を尊重する「連邦連結経営」を基本としてまいりましたが、グローバル化に対応して「グループマトリックス一体化経営」を加速的に推進しています。

グループ全体の内部統制を担う経営管理監査部では、グローバル経営体制の強化に呼応して不正予防の領域に対する監査を強化すべくグローバル監査体制を構築し、これまでの財務諸表監査、米国SOX法対応で蓄積したノウハウや実績を基盤に、内部統制の一層の強化を進めております。開示体制も情報開示に関する委員会と各専門部署の連携により充実を図ってまいります。

更に、法務コンプライアンス部、リスク管理室、IR・CSR推進部、環境統括部は、専門部署として各部署と連携をしながら活動を展開しております。社会の公器としての事業活動を律していくことにより、雇用維持の社会貢献に加えて、当社経営理念に基づいた新たな社会貢献活動を目指します。

## 5. 企業集団の主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

HDD用モータ並びにパソコン周辺機器、OA機器、家電機器等に使用される精密小型モータの製造販売、車載用モータ及び自動車部品、家電・商業・産業用モータ及び関連製品、機器装置及び電子・光学部品の製造販売並びに各事業に関連するその他のサービスを行っております。

各事業の内容は以下のとおりであります。

事業内容	種類
精密小型モータ	HDD用モータ、ブラシレスモータ、ファンモータ、振動モータ、ブラシ付モータ、モータ応用製品等
車載	車載用モータ及び自動車部品
家電・商業・産業用	家電・商業・産業用モータ及び関連製品
機器装置	産業用ロボット、カードリーダー、検査装置、プレス機器、変減速機、工作機械等
電子・光学部品	スイッチ、トリマポテンショメータ、レンズユニット、カメラシャッター等
その他	オルゴール、サービス等

## 6. 企業集団の主要拠点等 (2022年3月31日現在)

### (1) 主要な営業所及び工場

当社本社	京都市南区
当社営業所並びに開発拠点	京都、東京、滋賀、長野、川崎
その他拠点	日本電産(香港)有限公司、日電産(上海)国際貿易有限公司、日本電産モータ(株)(米国)、日本電産サンキョー(株)(長野)、日本電産テクノモータ(株)(京都)、日本電産モビリティ(株)(愛知)、日本電産シンボ(株)(京都)

### (2) 企業集団の使用人の状況

#### ① 企業集団の状況

区分	使用人数	前期末比増減
合計	114,371名	1,820名増

(注) 上記使用人の他に臨時雇用者27,977名が在籍しております。

#### ② 当社の状況

区分	使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
合計	2,511名	57名減	39.2歳	10.8年

(注) 上記使用人の他に臨時雇用者108名が在籍しております。

## 7. 重要な親会社及び子会社の状況

### (1) 重要な子会社の状況 (2022年3月31日現在)

会社名	資本金または出資金	議決権比率	主要な事業内容
日本電産(香港)有限公司	2,352千HKD	100.0%	精密小型モータの販売
日電産(上海)国際貿易有限公司	1,655千CNY	100.0%	精密小型モータ、車載用製品の販売
日本電産モータ(株)	1,355,662千USD	100.0% (100.0%)	家電・商業・産業用製品の製造販売
日本電産サンキョー(株)	35,270百万円	100.0%	精密小型モータ、車載用製品、機器装置、電子部品の製造販売
日本電産テクノモータ(株)	2,500百万円	100.0%	家電・商業・産業用製品の製造販売
日本電産モビリティ(株)	14,561百万円	100.0%	車載用製品の製造販売
日本電産シンポ(株)	3,796百万円	100.0%	機器装置の製造販売

(注) 1. 資本金及び出資金は単位未満を四捨五入して表示しております。  
2. 議決権比率欄の( )内は、当社子会社が所有する議決権比率の内数を示したものであります。

### (2) 重要な企業結合の経過

該当事項はありません。

## 8. 主要な借入先及び借入額 (2022年3月31日現在)

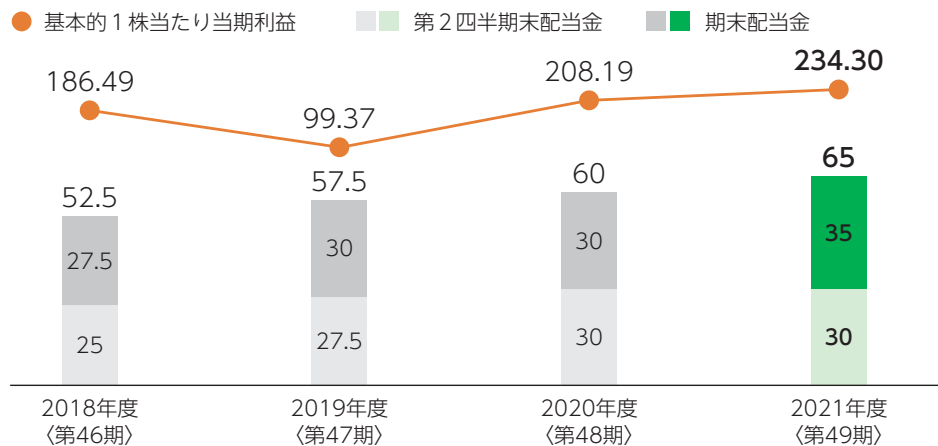
借入先	借入額 (百万円)
株式会社京都銀行	46,100
株式会社三菱UFJ銀行	24,000
株式会社三井住友銀行	20,800

## 9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は「会社は株主のもの」との視点から、株主の負託に応えるべく、100年を超えて成長し続けるグローバル企業として、世界一高性能なモータで地球に貢献することで常に時代の変化を見据えた企業の将来像を示してまいります。それは成長への飽くなき挑戦を続ける当社の基本姿勢であります。株主への利益配分に関しましても、連結純利益の30%を見据えて、安定配当を維持しながら連結純利益額の状況に応じて配当額の向上に取り組んでまいります。

また内部留保金については、経営体質の一層の強化と事業拡大投資に活用し、収益向上に取り組んでまいります。

### 基本的1株当たり当期利益 (EPS) と1株当たり配当金の推移 (円/株)



(注) 当社は、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第46期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり配当金及び基本的1株当たり当期利益を算定しております。

## 10. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## Ⅱ 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 1,920,000,000株

2. 発行済株式の総数 596,284,468株

3. 株主数 123,718名

### 4. 大株主 (自己株式を除く上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	79,058	13.61
永守重信	49,473	8.51
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	26,354	4.53
株式会社京都銀行	24,798	4.27
エスエヌ興産合同会社	20,245	3.48
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	16,554	2.85
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140042	14,956	2.57
株式会社三菱UFJ銀行	14,851	2.55
日本生命保険相互会社	13,159	2.26
明治安田生命保険相互会社	12,804	2.20

(注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 当社は自己株式15,547,506株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。

また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。なお自己株式には、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託の所有する当社株式を含めておりません。

### **Ⅲ** 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## Ⅳ 会社役員に関する事項

### 1. 取締役の状況（2022年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	永守重信	日本電産サンキョー(株)取締役会長、日本電産テクノモータ(株)取締役会長、日本電産シンポ(株)取締役会長、日本電産モビリティ(株)取締役会長、日本電産コパル(株)取締役会長、学校法人永守学園理事長
代表取締役社長 執行役員	関 潤	最高経営責任者、家電産業事業本部長、日本電産トソー(株)取締役会長、日本電産エリシス(株)取締役会長、インド日本電産(株)取締役会長
取締役（監査等委員）	村上和也	日本電産テクノモータ(株)監査役、日本電産シンポ(株)監査役、日本電産リード(株)監査役、日本電産グローバルサービス(株)監査役、日本電産マシナリー(株)監査役、日本電産マシンツール(株)監査役
取締役（監査等委員）	落合裕之	日本電産サンキョー(株)監査役、日本電産トソー(株)監査役、日本電産モビリティ(株)監査役、日本電産コパル電子(株)監査役、日本電産コパル(株)監査役、日本電産サーボ(株)監査役、日本電産エリシス(株)監査役
取締役	佐藤禎一	(株)NHKプロモーション取締役
取締役	清水治	早稲田大学政治経済学術院教授
取締役（監査等委員）	中根 猛	外務省参与
取締役（監査等委員）	山田 文	京都大学大学院法学研究科教授
取締役（監査等委員）	酒井 貴子	大阪府立大学大学院経済学研究科教授

- (注) 1. 取締役 佐藤禎一氏、清水治氏、中根猛氏、山田文氏及び酒井貴子氏は、社外取締役であります。また、当社は各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 村上和也氏及び落合裕之氏は常勤監査等委員であります。常勤監査等委員を選定している理由は、日常的な情報収集力の強化及び重要な会議への出席によって監査の実効性を高めるためであります。
3. 取締役(監査等委員) 村上和也氏は、財務省等で要職を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役(監査等委員) 酒井貴子氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役 佐藤禎一氏及び清水治氏、取締役(監査等委員) 中根猛氏及び酒井貴子氏に関しては、当社と兼職先との間に特別な関係はありません。
6. 取締役(監査等委員) 山田文氏は、京都大学大学院法学研究科の教授であります。当社は教育及び研究活動のため、同大学大学院工学研究科寄付講座「優しい地球環境を実現する先端電気機器工学」へ寄付しておりますが、その額は2017年度49百万円（同大学における寄付収入総額 4,848百万円）、2018年度45百万円（同 5,163百万円）、2019年度39百万円（同 5,352百万円）、2020年度39百万円（同 5,766百万円）、昨年度2021年度39百万円であり、当社の寄付額は寄付収入総額と比較して僅少です。また同氏の所属する学部と寄付先の学部が異なること及び同氏が大学を代表する立場にないことから直接の利害関係はなく、同氏の独立性に問題はないと考えています。



7. 当事業年度末日後に生じた担当及び重要な兼職の状況の異動は、次のとおりであります。

氏名	変更後	変更前	異動年月日
永守重信	代表取締役会長 日本電産サンキョー(株)取締役会長、日本電産テクノモータ(株)取締役会長、日本電産シンポ(株)取締役会長、日本電産モビリティ(株)取締役会長、学校法人永守学園理事長	代表取締役会長 日本電産サンキョー(株)取締役会長、日本電産テクノモータ(株)取締役会長、日本電産シンポ(株)取締役会長、日本電産モビリティ(株)取締役会長、日本電産コパル(株)取締役会長、学校法人永守学園理事長	2022年4月1日
関 潤	代表取締役社長執行役員 最高経営責任者、日本電産トーンク(株)取締役会長、インド日本電産(株)取締役会長	代表取締役社長執行役員 最高経営責任者、家電産業事業本部長、日本電産トーンク(株)取締役会長、日本電産エレス(株)取締役会長、インド日本電産(株)取締役会長	2022年4月1日
酒井貴子	取締役（監査等委員） 大阪公立大学大学院法学研究科教授	取締役（監査等委員） 大阪府立大学大学院経済学研究科教授	2022年4月1日
永守重信	代表取締役会長 最高経営責任者、日本電産サンキョー(株)取締役会長、日本電産テクノモータ(株)取締役会長、日本電産シンポ(株)取締役会長、日本電産モビリティ(株)取締役会長、学校法人永守学園理事長	代表取締役会長 日本電産サンキョー(株)取締役会長、日本電産テクノモータ(株)取締役会長、日本電産シンポ(株)取締役会長、日本電産モビリティ(株)取締役会長、学校法人永守学園理事長	2022年4月21日
関 潤	代表取締役社長執行役員 最高執行責任者、日本電産トーンク(株)取締役会長、インド日本電産(株)取締役会長	代表取締役社長執行役員 最高経営責任者、日本電産トーンク(株)取締役会長、インド日本電産(株)取締役会長	2022年4月21日
永守重信	代表取締役会長 最高経営責任者、日本電産テクノモータ(株)取締役会長、日本電産シンポ(株)取締役会長、日本電産モビリティ(株)取締役会長、学校法人永守学園理事長	代表取締役会長 最高経営責任者、日本電産サンキョー(株)取締役会長、日本電産テクノモータ(株)取締役会長、日本電産シンポ(株)取締役会長、日本電産モビリティ(株)取締役会長、学校法人永守学園理事長	2022年5月1日
関 潤	代表取締役社長執行役員 最高執行責任者、車載事業本部長、日本電産トーンク(株)取締役会長、インド日本電産(株)取締役会長	代表取締役社長執行役員 最高執行責任者、日本電産トーンク(株)取締役会長、インド日本電産(株)取締役会長	2022年5月1日

## 2. 当事業年度に係る取締役の報酬等

### (1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等に係る決定方針に関する事項について取締役会にて決定しています。その詳細は以下のとおりです。

#### ア. 基本方針

当社の役員報酬は、グローバルな競争力の強化と事業の持続的な成長を目的とし、以下の方針に基づき決定するものとします。

- ・企業価値向上へのモチベーションを高めるものであること
- ・優秀な経営人材確保に資するものであること
- ・当社の企業規模と事業領域において適正な水準であること

#### イ. 報酬構成の概要

<社外取締役（監査等委員である取締役を除く）>

社外取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は、その独立性を確保するため固定報酬のみとし、月例で支給します。

<取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）>

取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）の報酬は、①職位に応じた固定報酬、②前年度の業績達成度等の評価に基づく変動報酬（賞与）、③3事業年度の業績達成度等に基づく業績連動型株式報酬とします。

②変動報酬（賞与）は、毎年度の連結売上高・連結営業利益の計画達成度及び役員の業績等を考慮した上で決定し、変動報酬の中間値（固定報酬の50%）に対して0（不支給）から2倍までの範囲で変動します。

③業績連動型株式報酬は、対象期間を連続する3事業年度とし、職位及び毎年度の連結売上高・連結営業利益の計画達成度に応じて0%から200%の範囲で変動するポイントを付与し、対象期間経過後に、付与されたポイントの累積値に基づいて算出される数の当社株式の交付及び当社株式の換価処分金相当額の金銭の給付を行います（1ポイント=1株）。

取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）の①固定報酬、②変動報酬（賞与）、③業績連動型株式報酬の割合は、概ね「3」：「1.5」：「1」とします。

報酬の種類	支給基準	支給方法	報酬割合 取締役
固定報酬	・職位別に決定	毎月現金	3
変動報酬（賞与）	・前年度の連結売上高/連結営業利益の計画達成度 ・役員の業績等を考慮 ・変動報酬の中間値に対して0から2倍までの範囲で変動	毎月現金	1.5
業績連動型株式報酬	・職位別の基準額×連結売上高/連結営業利益の計画達成度 ・0%から200%の範囲で変動するポイントを付与 ・3事業年度終了後に、累積ポイントに相当する当社株式の交付及び換価処分金相当の金銭を給付	3事業年度経過後 (株式・金銭)	1

#### ウ. 報酬の決定プロセス

役員（監査等委員である取締役を除く）の個人別の固定報酬及び変動報酬の額については、本方針に定める基準に従って、任意の諮問機関である報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会が決定します。また、業績連動型株式報酬の内容についても、同様に報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会が決定します。

#### エ. 報酬の没収等（クローバック・マルス）

固定報酬及び変動報酬については、会社に重大な損害を与えた場合は、対象者の同意を得て減額することがあります。

また、業績連動型株式報酬については、受益権確定日以降、株式交付対象者が職務や社内規程への重大な違反等の非違行為があった場合、会社は、その者に対して賠償を求めることができます。

(2) 当事業年度に係る監査等委員でない取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、決定方針に従った決定方法をとっていることから、決定方針に沿うものであると判断しております。

(3) 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社監査等委員でない取締役の金銭報酬の額は、2020年6月17日開催の第47期定時株主総会において年額1,000百万円以内（うち社外取締役分は年額100百万円以内）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員でない取締役の員数は4名（うち社外取締役2名）です。当社監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2020年6月17日開催の第47期定時株主総会において年額100百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は5名（うち社外取締役3名）です。

また、当社の取締役（社外取締役、監査等委員である取締役を除く）、執行役員及び同等の地位を有する者を対象として、業績連動型の株式報酬制度を導入しており、当該報酬に関する株主総会の決議については(5)業績連動報酬等及び非金銭報酬等に関する事項に記載しております。

(4) 役員の報酬等の総額

区分	人数	報酬等の種類別の総額			摘要
		固定報酬	変動報酬	業績連動型株式報酬	
取締役（監査等委員を除く）	9人	143百万円	59百万円	27百万円	うち社外取締役 2名 14百万円
取締役（監査等委員）	5人	55百万円	－	－	うち社外取締役 3名 21百万円
計	14人	198百万円	59百万円	27百万円	

(注) 1. 上記業績連動報酬には、第48期中に退任した取締役5名の精算分を含んでおります。  
2. 2018年6月20日開催の第45期定時株主総会において、業績連動型株式報酬制度の導入を決議されております。  
上記は日本基準により当事業年度に費用計上した金額を記載しております。なお、社外取締役は制度の対象外となっております。

(5) 業績連動報酬等及び非金銭報酬等に関する事項

当社は2021年6月22日開催の第48期定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役、監査等委員である取締役を除く）、執行役員及び同等の地位を有する者（以下、取締役及び執行役員とあわせて「取締役等」という）を対象として、取締役等の役位及び業績目標達成度等に応じて当社株式の交付を行う業績連動型の株式報酬制度の導入についてご承認を頂いております。第48期定時株主総会の終了時に本制度の対象となる当社の取締役等の数は、2名（本制度の対象となる取締役を兼務しない執行役員及び同等の地位の者は31名）です。

ア.本制度の概要

本制度は、当社が拠出する取締役等の報酬額を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役等に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という）の交付及び給付（以下「交付等」という）が行われる株式報酬制度です。（詳細は下記イ.以降のとおり）。

①本制度の対象となる当社株式等の交付等の対象者	・当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）、執行役員及び同等の地位の者
②取締役等に対する交付等の対象とする当社株式の取得のために当社が拠出する金員の上限（下記イ.のとおり）	・3事業年度を対象として27.3億円
③取締役等に交付等が行われる当社株式等の数の上限（下記ウ.のとおり）及び当社株式の取得方法（下記イ.のとおり）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1事業年度あたりに取締役等に交付等が行われる当社株式等の株式数の上限は84,000株であり、3事業年度を対象として取締役等に交付等が行われる当社株式等の株式数の上限は252,000株(※1)</li> <li>（※1）ポイントあたりの当社株式は1株になっており、本信託に属する当社株式が株式の分割、株式の無償割当て、株式の併合等によって増加又は減少した場合は、当社は、その増加又は減少の割合に応じて、1ポイントあたりに交付等が行われる当社株式等の数及び下記の上限交付株式数を調整します。</li> <li>・1事業年度あたりに取締役等に交付等が行われる当社株式等の上限株数84,000株の当社発行済株式総数（2022年3月31日時点。自己株式控除後）に対する割合は約0.01%</li> <li>・当社株式は当社（自己株式処分）または株式市場から取得する。</li> </ul>
④業績達成条件の内容（下記ウ.のとおり）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単年度における業績目標の達成度等に応じて0%～200%の範囲で変動</li> <li>・当該対象期間で使用する指標は連結売上高及び連結営業利益</li> </ul>
⑤当社株式等の交付等の時期（下記エ.のとおり）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、対象期間終了後の所定の時期</li> <li>但し、2021年6月22日の本制度改定前に付与されたポイントに応じた株式については、取締役等の退任時</li> </ul>

#### イ. 当社が拠出する金員の上限

本制度は、連続する3事業年度（2022年3月31日で終了する事業年度から2024年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度としており、下記の信託期間の延長が行われた場合には、以降の3事業年度とする。以下「対象期間」という）を対象としています。

当社は、対象期間毎に27.3億円を上限とする金員を、当該対象期間に係る当社の取締役等への報酬として、受益者要件を充足する取締役等を受益者として設定している、対象期間に相当する期間の信託（以下「本信託」という）へ拠出します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を当社（自己株式処分）または株式市場から取得します。当社は当該対象期間に関し、取締役等に対するポイント（下記ウ.のとおり）の付与を行い、本信託は予め定められた一定の時期に、付与されたポイント数に相当する当社株式等の交付等を行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本制度または本制度と同種の株式報酬制度として本信託を継続することがあります。その場合、本信託の信託期間を3年間延長し、信託期間の延長以降の3事業年度を新たな対象期間とします。当社は、当該新たな対象期間に係る当社の取締役等への報酬として上記の金額の上限の範囲内で本信託に対して追加拠出を行い、取締役等に対するポイントの付与を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く）及び金銭（以下「残存株式等」という）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、当該新たな対象期間において本信託に拠出する金額の上限の範囲内とします。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に信託期間を再延長することがあります。

#### ウ. 取締役等に交付等が行われる当社株式等の数の算定方法及び上限

取締役等に対して交付等が行われる当社株式等の数は、以下のポイント算定式に従って算出されるポイントの数に応じ、1ポイントにつき当社株式1株として決定します。

なお、本信託に属する当社株式が株式の分割、株式の無償割当て、株式の併合等によって増加又は減少した場合は、当社は、その増加又は減少の割合に応じて、1ポイントあたりに交付等が行われる当社株式等の数及び下記の上限交付株式数を調整します。

##### （ポイントの算定式）

役位ごとに予め定められた基準報酬額を本信託が当社株式を取得したときの株価で除して算定したポイント（以下「基準ポイント」という）に、毎年の業績目標の達成度等に応じた業績連動係数を乗じて算出した業績連動ポイントを、対象期間中の各事業年度に在任している取締役等に対して付与します。

基準ポイントの算定式	基準報酬額 ÷ 本信託が当社株式を取得したときの平均単価
業績連動ポイント数の算定式	基準ポイント × 業績連動係数(※2)(※3)

(※2)業績連動係数は、年度計画で掲げる連結売上高、連結営業利益等で評価するものとし、業績連動係数の変動幅は、0%～200%とします。

(※3)信託期間中に退任等で取締役等でなくなった場合に付与するポイント数は、在任期間等に基づき調整を行います。

<業績ポイントの業績連動に使用する指標、数値及び評価ウェイト>

使用指標	使用数値	評価ウェイト	目標		
			2021年度	2022年度	2023年度
連結売上高	各事業年度の4月または5月に公表する決算短信における当該事業年度の見通しの数値 (百万円単位の数値を利用)	50%	1兆7,600億円	-	-
連結営業利益	同上	50%	2,000億円	-	-

業績連動報酬の業績指標として、連結売上高・連結営業利益を採用した理由は、当社の中期経営計画で目標として採用している指標であり、当該指標の業績目標達成が、当社の中長期的な企業価値の向上に資すると考えているためです。

<業績ポイントの業績連動に使用する業績連動係数>

目標達成率	業績連動係数
120%以上	200%
115%以上120%未満	175%
110%以上115%未満	150%
105%以上110%未満	125%
100%以上105%未満	100%
100%未満	0%

当事業年度を含む連結売上高、連結営業利益の推移は3.財産及び損益の状況に記載のとおりです。

本信託の信託期間中に取締役等に交付等を行う当社株式等の数の上限は、1事業年度当たり84,000株を上限とし、対象期間中に取締役等に対して交付等を行う当社株式等の総数（以下「上限交付株式数」という）は252,000株を上限とします。上限交付株式数は、上記イ.の当社が拠出する金員の上限額を踏まえて、直近の株価等を参考に設定しています。



## 工. 取締役等に対する当社株式等の交付等の時期及び方法

受益者要件を満たす取締役等は、原則として対象期間終了後の所定の時期に、上記ウ.に基づき算出され、付与された業績連動ポイントを累積したポイント数（以下「累積ポイント」という。）の50%に相当する当社株式（単元未満株式については切り捨て）の交付を受け、残りの累積ポイント数に相当する当社株式については、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。ただし、取締役等が日本株式を取り扱う証券口座を有しない場合には、累積ポイント数に相当する当社株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。信託期間中に取締役等が退任する場合（自己都合退任及び解任の場合等を除く。）は、退任時までの累積ポイントの50%に相当する当社株式（単元未満株式については切り捨て）の交付を受け、残りの累積ポイント数に相当する当社株式については、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。（※4）

なお、受益者要件を満たす取締役等が在任中に死亡した場合には、取締役等の死亡時までの累積ポイント数に相当する当社株式について、本信託内で換価した上で、取締役等の相続人が、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

また、取締役等が海外赴任となった場合には、対象期間終了前に累積ポイント数に相当する当社株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を在任中に受けることがあります。

（※4）改定前の本制度において取締役等に付与されていたポイントについては、原則として取締役等の退任時に当社株式等の交付を行う予定であります。

## オ. 当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

## カ. 当社株式に係る剰余金配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬及び信託費用に充てられます。信託報酬及び信託費用に充てられた後、最終的に信託が終了する段階で残余が生じた場合には、当社と利害関係のない団体への寄付を行う予定です。

なお、本信託を継続利用する場合には、当該残余金銭は株式取得資金として活用されます。

## キ. その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

### （参考1）

なお、当社は、当社取締役等に加え、当社グループ会社の取締役等に対しても同様の制度を導入しており、本信託に対して、当社グループ会社の取締役等に対する交付等の対象とする当社株式の取得のための金銭をあわせて拠出しています。本信託内の当社株式は、各グループ会社の信託金の金額に応じて管理しています。

詳細については、2021年4月22日付「当社グループの取締役等に対する業績連動型株式報酬制度の継続及び一部改定に関するお知らせ」をご参照ください。

（URL：<https://www.nidec.com/jp/corporate/news/2021/news0422-04/>）



### 3. 社外役員の名な活動状況等

#### (1) 社外取締役の当年度における主な活動状況

氏名	出席の状況（出席回数）			活動の状況
	取締役会	監査等委員会	報酬委員会	
佐藤 禎一	22回	—	2回	人材育成をはじめとする幅広い分野における経験と高い見識を活かし、取締役会において積極的な発言を行っております。また、当社取締役会の諮問機関として設置された報酬委員会の委員を務め、役員に関する報酬決定プロセスの透明性確保及び報酬の妥当性判断に際し、重要な役割を果たすなど、独立した客観的立場から経営陣の監督に努めております。
清水 治	21回	—	2回	財政金融をはじめとした豊富な経験を活かし、また弁護士としての専門的見地から、取締役会において積極的な発言を行っております。また、当社取締役会の諮問機関として設置された報酬委員会の委員を務め、役員に関する報酬決定プロセスの透明性確保及び報酬の妥当性判断に際し、重要な役割を果たすなど、独立した客観的立場から経営陣の監督に努めております。
中根 猛	22回	15回	—	外交政策に関する豊富な経験と幅広い知見を活かし、取締役会及び監査等委員会において独立した客観的立場から積極的な発言を行い、経営の監督機能を果たしております。また、監査等委員として監査等委員会による取締役の職務の執行に関する監査に貢献しました。
山田 文	19回	15回	—	大学教授として法律分野における高度な学識・専門知識を活かし、取締役会及び監査等委員会において独立した客観的立場から積極的な発言を行い、経営の監督機能を果たしております。また、監査等委員として監査等委員会による取締役の職務の執行に関する監査に貢献しました。
酒井 貴子	21回	15回	2回	大学教授として租税・会計分野における高度な学識・専門知識を活かし、取締役会及び監査等委員会において独立した客観的立場から積極的な発言を行い、経営の監督機能を果たしております。当社取締役会の諮問機関として設置された報酬委員会の委員を務め、役員に関する報酬決定プロセスの透明性確保及び報酬の妥当性判断に際し、重要な役割を果たしております。また、監査等委員として監査等委員会による取締役の職務の執行に関する監査に貢献しました。

(注) 当事業年度における取締役会の開催回数は22回、監査等委員会の開催回数は15回、報酬委員会の開催回数は2回であります。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役 佐藤禎一氏及び清水治氏、社外取締役（監査等委員）中根猛氏、山田文氏及び酒井貴子氏との間では損害賠償責任を限定する契約を締結しており、その内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外取締役及び社外取締役（監査等委員）が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役及び社外取締役（監査等委員）が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

### ① 被保険者の範囲

当社及び当社の全ての子会社の取締役、監査役、執行役員、会計参与、管理監督者の地位にある従業員（既に退任及び保険期間中当該役職に就くものを含む）、及びこれらの相続人。

### ② 保険契約内容の概要

被保険者が①の立場での業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するもの。但し、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正が損なわれないうように措置を講じている。保険料は全額会社が負担する。

## V 会計監査人に関する事項

### 1. 会計監査人の名称

PwC京都監査法人

### 2. 会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
(1) 当社が支払うべき報酬等の合計額	237百万円
(2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	577百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、(1)の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、日本電産モータ(株)他2社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む)の監査(会社法または金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む)の規定によるものに限る)を受けております。
3. 監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し報告を受け、検討を行った結果、前事業年度の監査計画・監査の実施状況、当事業年度の監査計画に係る監査時間・配員計画から見積もられた報酬額の算出根拠等について、監査業務と報酬との対応関係が詳細かつ明瞭であることから、合理的なものであると判断し、同意を致しました。

### 3. 解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、法令の定めに基づき相当の事由が生じた場合には、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任します。また、会計監査人の監査の継続について著しい支障が生じた場合等には、監査等委員会が当該会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、これを株主総会に提出します。

## VI 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### 1. 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制として、以下のような体制を構築しております。

#### (1) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令・諸規則、社内規則・基準、社会倫理規範等を遵守することにより社会の信頼を獲得すると同時に役職員の倫理意識を高め、企業の誠実さを確立すべく以下の体制を確保しております。

- ① 当社は、当社グループ全体のコンプライアンスに関する基本的な考え方並びに組織及び運営方法等を定め、法令等に基づく適正な業務執行とそのプロセスの継続的な検証と改善を通じてコンプライアンス体制の確立と意識の徹底を図ることを目的として「Nidecグループコンプライアンス規程」を定めております。
- ② 取締役会の下にコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する基本方針を策定し、当社グループのコンプライアンス状況を監視しています。
- ③ 具体的な行動指針として、「日本電産グループコンプライアンス行動規範」を作成し、当社グループの全ての役職員に周知徹底しています。
- ④ コンプライアンス推進活動の一環として、「Nidecコンプライアンス・ハンドブック」を作成・活用するなどして、コンプライアンス研修を当社グループ各社に実施し、当社グループ各社の役職員のコンプライアンス意識の向上に努めています。
- ⑤ コンプライアンス徹底のために当社グループ全社を対象とする内部通報制度（Nidec Global Compliance Hotline）を設置し、法令・社内規則違反に関する社員からの報告や問題提起を奨励すると共に、通報者の保護を図っております。
- ⑥ このような活動を推進するため、当社に設置した法務コンプライアンス部と日本電産グループの各地域（米州・中国・欧州・東南アジア）に置いた地域コンプライアンスオフィサーが連携して、当社グループ各社のコンプライアンスを確保する体制（グローバル・コンプライアンス体制）を構築しております。
- ⑦ コンプライアンス違反に関しては、法務コンプライアンス部または内部通報窓口への報告・通報等に基づき調査・解決し再発防止を図ります。コンプライアンス違反事案のうち、処分が必要なものは、懲戒委員会、取締役会の審議を経て処分を決定しております。
- ⑧ 当社は、本社各部門からグループ全体の内部統制システム構築の指導・支援を実施すると共に、適法・適正で効率的な事業運営を管理・監査しております。
- ⑨ 当社及び当社子会社の内部監査部門は、当社グループ各社の内部監査を実施し、業務の改善策の指導及び支援助言を行っています。

## (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役及び執行役員の職務の執行に係る文書については、「文書規程」により保存年限を定めて整理・保存するものとし、監査等委員は常時閲覧可能であります。

## (3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、当社グループ全体のリスク管理体制確立のため「リスク管理規程」を制定し、リスク管理委員会とリスク管理室を設置します。リスク管理委員会は取締役会の下に設置し年度方針を策定し、その下に当社リスク主管部署の部門長及び当社グループ各社がリスクの管理・対応・報告の徹底を図るための年度計画を作成・実行します。リスク管理室はこれを支援し経過報告を集約する一方、経営管理監査部がこのリスク管理体制の整備状況を監査します。
- ② 日常のリスク管理に関して定めた「リスク管理規程」とは別に、リスクが顕在化し現実の危機対応が必要となった際に備え、当社グループ全体の危機管理について記載した「危機管理規程」を定めております。
- ③ 当社は、当社グループ全体の情報セキュリティリスクの管理のため、情報セキュリティに関する基本的な考え方並びに管理体制及び運営方法等を定め、企業活動を行う上で重要な経営資産である当社グループの情報資産を適切に保護すると共に、その適正な使用を行うことを目的として「情報セキュリティ基本規程」を定めております。
- ④ 当社は、取締役会の下に情報セキュリティ委員会を設置し、情報セキュリティに関する基本方針を策定し、情報セキュリティ諸施策の遂行状況を監督、指導を行います。
- ⑤ 当社に設置する情報セキュリティ管理室は諸施策実施の支援並びに情報セキュリティに関する事故または問題発生時における対応を行う一方、経営管理監査部は情報セキュリティ監査の実施、指導及び支援を行います。

## (4) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社では、「取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」の基礎として、執行役員制度を採用し、業務執行権限を執行役員に委譲します。取締役会は、当社の経営方針及び経営戦略等に係る重要事項を決定し、執行役員の選任・解任と業務執行の監督を行います。
- ② 当社グループでは、具体的な数値目標・定性目標として設定された長期ビジョンを実現するための中期経営計画を策定し、年度事業計画の基礎とします。策定にあたり中期達成目標としての実行可能性・長期ビジョンとの整合性・達成のために克服すべき課題やリスクを含め検討し決定します。なお、マーケット状況の変化・進捗状況の如何により定期的に見直しローリングを行います。
- ③ 当社及び当社グループ各社では、業務処理の判断及び決定の権限関係を明確にして経営効率と透明性の向上を図るため、稟議事項及び稟議手続きについて「稟議規程」を定めております。
- ④ 当社及び当社グループ各社では、重要な情報については、毎日のリスク会議で迅速に報告・共有し、リスク会議の議事録は毎日各部門長に配信され日々の業務に活用します。また必要に応じて、Management Committee、経営会議の場でも幅広く討議・共有します。

**(5) 当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項**

- ① 当社の取締役及び執行役員は、当社グループ会社の取締役及び執行役員を兼務してグループ各社の経営会議に出席し、四半期ごとにグループCEO会議を開催する等、グループ内での方針・情報の共有化と指示・要請の伝達を効率的に実施します。
- ② 当社グループ各社の業務を所管する管理部署は、当社グループ各社との連携強化を図ると共に、経営内容を的確に把握するため、必要に応じて報告を求め、書類等の提出を求めています。

**(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項並びに当該使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

- ① 監査等委員会の要請に従い経営管理監査部は監査等委員会が求めた事項の監査を実施し、その結果を監査等委員会に報告します。
- ② 当該監査においては監査等委員の指揮命令の下にその職務を補助します。その報告に対して他の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び執行役員は一切不当な制約をしません。

**(7) 当社グループの取締役及び使用人並びに子会社監査役またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査等委員会に報告をするための体制及び通報者保護の体制**

- ① 当社取締役及び執行役員または使用人は、当社監査等委員会に対して法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項・内部監査の実施状況・内部通報制度による通報状況及びその内容を速やかに報告します。報告の方法については、他の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び執行役員と監査等委員会との協議により決定する方法によっております。
- ② 当社経営管理監査部は、定期的に当社監査等委員会に対する報告会を実施し、当社グループにおける内部監査の結果を報告しております。
- ③ 当社法務コンプライアンス部は、当社グループの役職員からの内部通報の状況について、定期的に当社監査等委員会に対して報告しております。
- ④ 当社グループでは、グループ全社を対象とする内部通報制度(Nidec Global Compliance Hotline)において通報者が報告をしたことを理由として不利益を被らないよう通報者保護を図っております。

**(8) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

当社監査等委員会は、監査等委員会規程及び監査等委員会監査等基準に従い、監査費用の予算等監査等委員がその職務を執行する上で必要と認めた事項について、独立して決議する権限を有し、緊急または臨時に支出した費用については、事後、会社に償還を請求することができます。

**(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 監査等委員は経営陣と意見交換を実施します。
- ② 監査等委員は毎月の活動を監査報告書にまとめ、取締役会に報告します。
- ③ 監査等委員は各社の現場にも足を運び入れ、業務監査等を実施します。



## 2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

---

当社では、上記体制に基づき、以下の具体的な取り組みを実施致しました。

### (1) コンプライアンス体制

当社法務コンプライアンス部は、コンプライアンス推進活動の一環として、コンプライアンス研修を当社及び当社グループ各社に実施し、当社グループ各社の役職員のコンプライアンス意識の向上に努めてまいりました。また、当社グループ各社のコンプライアンス責任者、推進者を集めた「グループコンプライアンス連絡会」を開催し、各社の取り組み状況について共有するなどして、コンプライアンスレベルの向上を推進しました。当社代表取締役会長は、トップメッセージとして、当社グループ経営方針発表会等においてコンプライアンス重視の姿勢の周知を行ってまいりました。更に、当社コンプライアンス委員会は、当社及び当社グループ各社のコンプライアンス状況を監視し、コンプライアンス体制の確保に努めてまいりました。

### (2) リスク管理体制

当社リスク管理室は、当社を取り巻くリスクを46に分類、各々リスクについて主管部署を特定し、リスクの指標化による見える化・リスクが顕在化する前の予兆管理を行い、経営層、関係者に報告することで損害を回避・最小限に抑える活動を進めてまいりました。また、これらリスク主管部署に加え、当社グループ各社からリスク調査評価表及びリスク管理活動計画と前事業年度の計画実施状況を収集し活動内容を確認致しました。また、リスク管理室が主管部署となる「偶発的リスク（自然災害、労働災害、感染症の蔓延など）」について、事故分析・低減対策を立案し、社内関係者と共に対応を行っております。更に有事の際は、危機管理対策本部事務局として情報収集を行い、緊急対応、事業継続活動方針策定、社員へ周知する役割を担っております。直近では、2020年1月より新型コロナ対応のため危機管理対策本部を設置し、現在も活動を継続しております。このように、当社グループの重要リスクを特定しそれに対応することにより、リスク管理の徹底に努めてまいりました。

### (3) 職務執行の効率性を確保するための体制

業務執行に係る重要案件については、取締役会に上程する前に、Management Committeeに付議し、当該業務執行の妥当性やリスクの有無等を議論し検討を行うことにより、業務執行の効率性の向上に努めてまいりました。

### (4) 監査等委員会の監査体制

当社監査等委員は、その全員が取締役会に出席し、取締役会において十分な議論に基づく意思決定がなされていることのモニタリングを実施致しました。また、監査等委員会において、当社経営管理監査部及び当社会計監査人と情報共有及び意見交換をすると共に、リスク会議等の情報を適宜入手し、そこから得られた事業リスクに関する重要な問題等を必要に応じて取締役会へ報告致しました。

また、監査等委員会に当社会計監査人を当事業年度において計7回招くなど、密接に情報交換を行いました。

### (5) 内部監査体制

当社経営管理監査部は、内部監査計画に基づいて、当社及び当社グループ各社に対して内部監査を実施し、内部統制等に関して識別した問題点については、必要に応じて経営者、リスク会議等へ報告・説明し、関係部署への改善の徹底を図ってまいりました。また、当社監査等委員に対しても、適時報告会を実施し、当社グループ各社における内部監査の結果を報告致しました。

## 連結計算書類

### ■ 連結財政状態計算書 (2022年3月31日現在)

#### [ 資産の部 ]

(単位：百万円)

科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>1,292,664</b>
現金及び現金同等物	199,655
営業債権及びその他の債権	572,123
その他の金融資産	4,828
未収法人所得税	8,290
棚卸資産	457,372
その他の流動資産	50,396
<b>非流動資産</b>	<b>1,386,930</b>
有形固定資産	765,986
のれん	339,904
無形資産	214,498
持分法で会計処理される投資	1,241
その他の投資	20,839
その他の金融資産	6,613
繰延税金資産	21,062
その他の非流動資産	16,787
<b>資産合計</b>	<b>2,679,594</b>

#### [ 負債及び資本の部 ]

(単位：百万円)

科目	金額
<b>流動負債</b>	<b>938,790</b>
短期借入金	130,635
1年以内返済予定長期債務	143,201
営業債務及びその他の債務	526,108
その他の金融負債	2,155
未払法人所得税	20,083
引当金	36,691
その他の流動負債	79,917
<b>非流動負債</b>	<b>422,995</b>
長期債務	321,874
その他の金融負債	264
退職給付に係る負債	36,566
引当金	1,121
繰延税金負債	58,219
その他の非流動負債	4,951
<b>負債合計</b>	<b>1,361,785</b>
<b>資本金</b>	<b>87,784</b>
<b>資本剰余金</b>	<b>103,216</b>
<b>利益剰余金</b>	<b>1,119,705</b>
<b>その他の資本の構成要素</b>	<b>103,919</b>
<b>自己株式</b>	<b>△121,272</b>
<b>親会社の所有者に帰属する持分合計</b>	<b>1,293,352</b>
<b>非支配持分</b>	<b>24,457</b>
<b>資本合計</b>	<b>1,317,809</b>
<b>負債及び資本合計</b>	<b>2,679,594</b>



## ■ 連結損益計算書 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>継続事業</b>	
売上高	1,918,174
売上原価	△1,514,837
売上総利益	403,337
販売費及び一般管理費	△153,835
研究開発費	△78,015
<b>営業利益</b>	<b>171,487</b>
金融収益	4,287
金融費用	△5,653
デリバティブ関連損益	213
為替差損益	2,272
持分法による投資損益	△1,461
<b>税引前当期利益</b>	<b>171,145</b>
法人所得税費用	△34,051
継続事業からの当期利益	137,094
非継続事業	
非継続事業からの当期損失	△327
当期利益	136,767
当期利益の帰属	
親会社の所有者	136,870
非支配持分	△103
<b>当期利益</b>	<b>136,767</b>

## 計算書類

### 貸借対照表 (2022年3月31日現在)

[ 資産の部 ]		(単位：百万円)
科目	金額	
<b>流動資産</b>	<b>306,357</b>	
現金及び預金	69,305	
受取手形	4	
電子記録債権	1,992	
売掛金	96,310	
有価証券	1,940	
製品	6,348	
仕掛品	202	
原材料及び貯蔵品	666	
前払費用	2,045	
関係会社短期貸付金	73,544	
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	33,159	
未収入金	17,377	
未収還付法人税等	1,119	
その他	2,541	
貸倒引当金	△195	
<b>固定資産</b>	<b>1,096,958</b>	
<b>有形固定資産</b>	<b>55,260</b>	
建物	23,786	
構築物	464	
機械及び装置	1,175	
工具、器具及び備品	2,906	
土地	16,412	
建設仮勘定	10,487	
その他	30	
<b>無形固定資産</b>	<b>4,227</b>	
特許権	15	
ソフトウェア	3,019	
ソフトウェア仮勘定	620	
のれん	528	
その他	45	
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,037,471</b>	
投資有価証券	13,361	
関係会社株式	820,552	
関係会社出資金	94,281	
関係会社長期貸付金	106,636	
破産更生債権等	445	
長期前払費用	397	
前払年金費用	712	
その他	1,532	
貸倒引当金	△445	
<b>資産合計</b>	<b>1,403,315</b>	

[ 負債及び純資産の部 ]		(単位：百万円)
科目	金額	
<b>流動負債</b>	<b>863,501</b>	
買掛金	37,951	
電子記録債務	7,085	
短期借入金	578,653	
1年内償還予定の社債	135,000	
未払金	43,218	
未払費用	1,067	
預り金	58,512	
前受収益	47	
賞与引当金	1,902	
その他	66	
<b>固定負債</b>	<b>289,484</b>	
社債	268,350	
長期借入金	20,000	
繰延税金負債	598	
その他	536	
<b>負債合計</b>	<b>1,152,985</b>	
<b>株主資本</b>	<b>246,124</b>	
<b>資本金</b>	<b>87,784</b>	
<b>資本剰余金</b>	<b>150,028</b>	
資本準備金	92,005	
その他資本剰余金	58,023	
<b>利益剰余金</b>	<b>131,682</b>	
利益準備金	721	
その他利益剰余金	130,961	
別途積立金	57,650	
繰越利益剰余金	73,311	
<b>自己株式</b>	<b>△123,370</b>	
<b>評価・換算差額等</b>	<b>4,206</b>	
<b>その他有価証券評価差額金</b>	<b>4,537</b>	
<b>土地再評価差額金</b>	<b>△331</b>	
<b>純資産合計</b>	<b>250,330</b>	
<b>負債・純資産合計</b>	<b>1,403,315</b>	

## ■ 損益計算書 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		198,127
売上原価		137,820
<b>売上総利益</b>		<b>60,307</b>
販売費及び一般管理費		51,663
<b>営業利益</b>		<b>8,644</b>
<b>営業外収益</b>		
受取利息	1,816	
受取配当金	30,465	
為替差益	7,713	
その他	3,034	43,028
<b>営業外費用</b>		
支払利息	2,611	
社債利息	572	
その他	794	3,977
<b>経常利益</b>		<b>47,695</b>
<b>特別利益</b>		
固定資産売却益	5	5
<b>特別損失</b>		
固定資産処分損	22	
減損損失	0	22
<b>税引前当期純利益</b>		<b>47,678</b>
法人税、住民税及び事業税	2,346	
法人税等調整額	253	2,599
<b>当期純利益</b>		<b>45,079</b>

## 監査報告書

### 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

#### 独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

日本電産株式会社  
取締役会 御中

#### PwC京都監査法人

京都事務所  
指定社員 公認会計士 中村 源  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 鍵 圭一郎  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 岩井 達郎  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本電産株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、日本電産株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。更に、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかと共に、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

日本電産株式会社  
取締役会 御中

### PwC京都監査法人

京 都 事 務 所

指 定 社 員 公認会計士 中村 源  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 鍵 圭一郎  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 岩井 達郎  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本電産株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。更に、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかと共に、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第49期事業年度における取締役の職務の執行について監査致しました。その方法及び結果につき以下のとおり報告致します。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明すると共に、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証すると共に、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討致しました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月13日

日本電産株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 村上和也 ㊟

常勤監査等委員 落合裕之 ㊟

監査等委員 中根猛 ㊟

監査等委員 山田文 ㊟

監査等委員 酒井貴子 ㊟

(注) 監査等委員中根猛、山田文及び酒井貴子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上



## 連結持分変動計算書 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

項 目	親会社の所有者に帰属する持分						非支配持分	資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	その他の資本 の構成要素	自己株式	合計		
2021年4月1日 期首残高	87,784	105,179	1,016,559	△49,633	△63,869	1,096,020	17,915	1,113,935
当期包括利益								
当期利益			136,870			136,870	△103	136,767
その他の包括利益				155,569		155,569	1,617	157,186
当期包括利益合計						292,439	1,514	293,953
資本で直接認識された所有者との取引								
自己株式の取得					△57,496	△57,496	-	△57,496
親会社の所有者への配当金支払額			△35,132			△35,132	-	△35,132
非支配持分への配当金支払額						-	△138	△138
株式報酬取引		420				420	-	420
利益剰余金への振替			2,016	△2,016		-	-	-
連結子会社株式の取得による持分の変動		△2,402				△2,402	4,872	2,470
その他		19	△608	△1	93	△497	294	△203
2022年3月31日 期末残高	87,784	103,216	1,119,705	103,919	△121,272	1,293,352	24,457	1,317,809

## 連結注記表

(記載金額)

百万円未満を四捨五入して表示しております。

### I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### 1. 連結計算書類の作成基準

当社及びその子会社（以下、「NIDEC」）の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、「IFRS」）に準拠して作成しております。なお、同項後段の規定により、IFRSにより求められる開示項目の一部を省略しております。

#### 2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社数 340社

主要な連結子会社の名称

タイ日本電産㈱、ドイツ日本電産モーターズ アンド アクチュエーターズ(有)、日本電産モータ㈱、日本電産サンキョー㈱、日本電産テクノモータ㈱、日本電産モビリティ㈱、日本電産シンボ㈱

#### 3. 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社数 4社

持分法適用会社の名称

日本電産PSAイーモーターズ 他3社

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ①金融商品

###### (i) 当初認識

金融資産は、NIDECが金融商品の契約上の当事者になった時点（取得日）で認識しております。ただし、営業債権及びその他の債権は発生日に当初認識しております。金融負債は、NIDECが発行した負債性金融商品については発行日、その他の金融負債はNIDECが契約の当事者になった時点（取引日）で認識しております。

金融資産及び金融負債は、当初認識時において公正価値で測定しております。金融資産の取得及び金融負債の発行に直接起因する取引コストは、純損益を通じて公正価値で測定する（以下、「FVTPL」）金融資産及びFVTPLの金融負債を除き、当初認識時において、金融資産の公正価値に加算または金融負債の公正価値から減算しております。なお、NIDECは現在、FVTPLの非デリバティブ金融負債は保有しておりません。FVTPLの金融資産の取得に直接起因する取引コストは純損益で認識しております。

###### (ii) 非デリバティブ金融資産

NIDECは当初認識時に、非デリバティブ金融資産を、償却原価で測定される金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される（以下、「FVTOCI」）金融資産及びFVTPLの金融資産に分類しています。

###### 償却原価で測定される金融資産

金融資産は、以下の要件を満たす場合に償却原価で事後測定しております。

- ・NIDECのビジネスモデルにおいて、当該金融資産の契約上のキャッシュ・フローを回収することを目的として保有している場合
- ・契約条件が、特定された日に元本及び元本残高にかかる利息の支払いのみによるキャッシュ・フローを生じさせる場合

###### FVTOCIの金融資産

###### (a) FVTOCIの負債性金融資産

金融資産は、以下の要件を満たす場合にその他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債性金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルに基づいて保有されている場合

- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる場合

FVTOCIの負債性金融資産に係る公正価値の変動額は、減損利得または減損損失及び為替差損益を除き、当該金融資産の認識の中止が行われるまで、その他の包括利益として認識しております。当該金融資産の認識の中止が行われる場合、過去に認識したその他の包括利益は純損益に振り替えております。

#### (b) FVTOCIの資本性金融資産

NIDECは当初認識時に、売買目的以外で保有する資本性金融資産に対して、公正価値の変動をその他の包括利益で認識するという選択（撤回不能）を行う場合があります。

FVTOCIの資本性金融資産は当初認識後に公正価値で測定し、その変動をその他の包括利益で認識し、直ちにその他の資本の構成要素から利益剰余金に振り替えており、事後的に純損益に振り替えることはありません。ただし、FVTOCIの資本性金融資産からの配当金については、金融収益の一部として純損益で認識しております。

#### FVTPLの金融資産

上記の償却原価で測定する区分の要件を満たさない金融資産のうち、FVTOCIの金融資産を除く金融資産はFVTPLの金融資産に分類されます。資本性金融資産は、NIDECが当初認識時に公正価値の変動をその他の包括利益で認識するという選択（撤回不能）を行う場合を除き、FVTPLの金融資産に分類されます。

FVTPLの金融資産は当初認識後に公正価値で測定し、その変動を純損益で認識しております。

#### (iii) 償却原価で測定される金融資産の減損

償却原価で測定される金融資産について、毎期末日に予想信用損失に対する損失評価引当金を評価して認識しております。

期末日に、当該金融商品に係る信用リスクが当初認識後に著しく増大している場合には、予測情報を含めた合理的で裏付け可能な情報を全て考慮して、当該金融商品に係る損失評価引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております。そのような情報には、特に、以下の指標が組み込まれております。

- ・外部信用格付（入手可能な範囲）
- ・事業状況、財務状況または経済状況の実際のまたは予想される不利な変化のうち、借手が債務を履行する能力の著しい変化を生じさせると予想されるもの
- ・同一の借手の他の金融商品に係る信用リスクの著しい増大

一方、信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、当該金融商品に係る損失評価引当金を12か月の予想信用損失に等しい金額で測定しております。

ただし営業債権については、上記にかかわらず常に損失評価引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております。

予想信用損失または戻入れの金額は、減損損失または減損戻入として、純損益に認識しております。

#### (iv) 非デリバティブ金融資産の認識の中止

NIDECは、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効した場合、または、当該金融資産の所有にかかるリスク及び便益を実質的に全て移転する取引において、金融資産から生じるキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を移転する場合に、当該金融資産の認識を中止しております。移転した金融資産に関してNIDECが創出した、またはNIDECが引き続き保有する持分については、別個の資産・負債として認識しております。

#### (v) 非デリバティブ金融負債の事後測定及び認識の中止

NIDECはデリバティブ以外の金融負債として、営業債務及びその他の債務、並びにその他の金融負債を有しており、当初認識後、実効金利法による償却原価で測定しております。

当該金融負債は義務を履行した場合、もしくは債務が免責、取消または失効となった場合に認識を中止しております。

#### (vi) デリバティブ及びヘッジ会計

NIDECは、為替、金利及び商品価格の変動によるリスクを管理するために、先物為替予約、金利スワップ、通貨スワップ、商品先物契約等のデリバティブを利用しております。NIDECはデリバティブを売買目的で保有していません。

デリバティブ取引は公正価値で当初認識し、関連する取引費用は発生時に純損益として認識しております。当初認識後は公正価値で測定し、その変動は基本的に当期の純損益で認識しております。ただし、ヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動が、ヘッジ手段のキャッシュ・フローの変動により相殺される程度を客観的に判定し、ヘッジの有効性があると認められる場合にはヘッジ会計を適用することもあります。

当初にデリバティブをヘッジ指定する時点において、ヘッジ取引に係るヘッジ手段とヘッジ対象の関係、リスクの管理目的、ヘッジ取引を実行する際の戦略、及びヘッジ関係の有効性の評価方法、有効性及び非有効性の測定方法は、全て文書化しております。具体的には、以下の項目を全て満たす場合に、ヘッジが有効と判断しております。

- ・ヘッジ対象とヘッジ手段との間に経済的関係があること
- ・信用リスクの影響が、当該経済的関係から生じる価値変動に著しく優越するものではないこと
- ・ヘッジ関係のヘッジ比率が、企業が実際にヘッジしているヘッジ対象の量と企業がヘッジ対象の当該量を実際にヘッジするのに使用しているヘッジ手段の量から生じる比率と同じであること

ヘッジの開始時及び継続期間中に、ヘッジ取引に利用しているデリバティブがヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動を相殺する上で有効性があるか否かを評価しております。ヘッジの有効性がないか、またはなくなったと判断した時点で、将来を見越してヘッジ会計を停止します。

キャッシュ・フロー・ヘッジの会計処理は次のとおりであります。

デリバティブを、認識済み資産・負債、または当期利益に影響を与え得る発生可能性の非常に高い予定取引に関連する特定のリスクに起因するキャッシュ・フローの変動をヘッジするためのヘッジ手段として指定した場合、デリバティブの公正価値の変動のうちヘッジ有効部分は、「キャッシュ・フロー・ヘッジ」として、その他の資本の構成要素に含めております。デリバティブの公正価値の変動のうちヘッジ非有効部分は、即時に純損益で認識しております。

キャッシュ・フロー・ヘッジの残高は、ヘッジ対象のキャッシュ・フローが当期利益に影響を及ぼす期間と同一期間において、連結包括利益計算書においてその他の包括利益から控除し、ヘッジ手段と同一の項目で当期利益に振り替えられております。ただし、ヘッジ対象である予定取引が非金融資産（棚卸資産、有形固定資産など）もしくは負債の認識を生じさせるものである場合には、それまで資本に繰り延べていた利得または損失を振り替え、当該資産もしくは負債の測定額に含めております。

ヘッジ会計の要件を満たさない場合、ヘッジ手段が失効、売却、終了または行使された場合、あるいはヘッジ指定が取り消された場合には、ヘッジ会計の適用を将来に向けて中止しております。ヘッジ会計を中止した場合、すでにその他の包括利益で認識したキャッシュ・フロー・ヘッジの残高は、予定取引が当期利益に影響を与えるまで引き続き計上しております。予定取引の発生が予想されなくなった場合は、キャッシュ・フロー・ヘッジの残高は、即時に純損益で認識されます。

## ②棚卸資産

棚卸資産は取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い金額で測定し、原価の算定にあたっては、平均法を使用しております。ただし、顧客との契約に基づくFA機器等の生産に関連する仕掛設備は個別法を使用しております。また、正味実現可能価額は、通常の事業過程における予想売価から、完成に要する見積原価及び販売に要する見積費用を控除して算定しております。

## ③有形固定資産並びにのれん及び無形資産の評価基準、評価方法及び減価償却または償却の方法

### (i) 有形固定資産

有形固定資産の測定においては原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

取得原価には、資産の取得に直接付随する費用、解体、除去及び原状回復に関する初期見積費用及び資産計上の要件を満たす借入費用を含めております。

当初取得以降に追加的に発生した支出については、その支出により将来の経済的便益がNIDECに流入する可能性が高く、金額を信頼性をもって測定することができる場合にのみ、当該取得資産の帳簿価額に算入するか個別の資産として認識するかのいずれかにより会計処理しております。他の全ての修繕並びに維持にかかる費用は、発生時の費用として処理しております。

## (ii) のれん及び無形資産

### のれん

のれんは取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しております。のれんは償却を行わず、企業結合からの便益を享受できると期待される資金生成単位に配分し、毎年または減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。のれんの減損損失は連結損益計算書において認識され、その後の戻入は行っておりません。

### 無形資産

無形資産の測定においては原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

個別に取得した無形資産は当初認識時に取得原価で測定されます。企業結合で取得した無形資産は、無形資産の定義を満たし、識別可能であり、かつ公正価値が信頼性をもって測定できる場合、のれんとは別個に識別され、取得日の公正価値で認識されます。

新しい科学的または技術的な知識や理解を得るために行われる研究活動に対する支出は、発生時に費用処理しております。

開発活動に対する支出については、開発費用が信頼性をもって測定でき、技術的かつ商業的に実現可能で、将来的に経済的便益をもたらす可能性が高く、開発を完了し、それを使用または販売する意図及びそのための十分な資源をNIDECが有している場合は資産計上を行い、それ以外は発生時に費用処理しております。

耐用年数を確定できる主な無形資産は見積耐用年数に基づき定額法で償却しております。

有限の耐用年数を有する無形資産の見積耐用年数及び償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

耐用年数を確定できる無形資産について、減損の兆候が存在する場合はその都度、減損テストを実施しております。耐用年数を確定できない無形資産及び未だ使用可能でない無形資産については、償却せず、年1回(1月1日)の減損判定を行うほか減損の可能性を示す事象が発生または状況が変化した時点で減損判定を行います。

## ④非金融資産の減損

NIDECは各年度において、各資産についての減損の兆候の有無の判定を行い、何らかの兆候が存在する場合または毎年減損テストが要求されている場合、その資産の回収可能価額を見積っております。のれん、耐用年数を確定できない無形資産及び未だ使用可能でない無形資産は、年次で、また、減損の兆候がある場合はその都度、減損テストを行っております。

個々の資産について回収可能価額を見積ることができない場合には、その資産の属する資金生成単位ごとに回収可能価額を見積っております。

回収可能価額は、資産または資金生成単位の売却費用控除後の公正価値とその使用価値のうち高い方の金額で算定しております。資産または資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を超える場合は、その資産について減損を認識し、回収可能価額まで評価減しております。

また、使用価値の評価における見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間価値に関する現在の市場評価及び当該資産に固有のリスク等を反映した税引前割引率を使用して、現在価値まで割引いております。

のれん以外の資産に関しては、過年度に認識された減損損失について、その回収可能価額の算定に使用した想定事項に変更が生じた場合等、損失の減少または消滅の可能性を示す兆候が存在しているかどうかについて評価を行っております。そのような兆候が存在する場合は、当該資産または資金生成単位の回収可能価額の見積りを行い、その回収可能価額が、資産または資金生成単位の帳簿価額を超える場合、算定した回収可能価額と過年度で減損損失が認識されていなかった場合の減価償却控除後の帳簿価額とのいずれか低い方を上限として、減損損失を戻し入れております。

## ⑤引当金

NIDECは、過去の事象の結果として現在の債務(法的債務または推定的債務)を有しており、債務の決済を要求される可能性が高く、かつ当該債務の金額について信頼できる見積りが可能である場合に引当金を認識しております。

主な引当金の説明は次のとおりであります。

### 製品保証引当金

NIDECは、ある一定期間において、一部の製品及びサービスに対する保証を行っております。見積りは主として過去の実績額に基づいております。これらの費用のほとんどは翌年度に発生するものと見込まれます。



## ⑥従業員給付

### (i) 短期従業員給付

短期従業員給付である賃金及び給料、社会保険料並びにその他の非貨幣性給付については、割引計算は行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として計上しております。

賞与については、NIDECが、従業員から過去に提供された労働の結果として支払うべき現在の法的または推定の債務を負っており、かつその金額を信頼性をもって見積ることができる場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積られる額を負債として認識しております。

### (ii) 退職後給付

NIDECは、従業員の退職給付制度として確定給付制度と確定拠出制度を運営しております。

確定給付型制度に係る資産または負債の純額は、確定給付制度債務の現在価値から、制度資産の公正価値を控除したものであり、資産または負債として連結財政状態計算書で認識しております。確定給付制度債務は、予測単位積増方式に基づいて算定され、その現在価値は、将来の予想支払額に割引率を適用して算定しております。割引率は、給付が見込まれる期間に近似した満期を有する優良社債の利回りを参照して決定しております。勤務費用及び確定給付負債（資産）の純額に係る純利息費用は純損益として認識しております。数理計算上の差異、純利息費用に含まれる部分を除く制度資産に係る収益及び資産上限額の影響の変動については、それらが生じた期間において「確定給付制度に係る再測定」としてその他の包括利益に認識し、直ちに利益剰余金へ振り替えております。

確定拠出型の退職給付に係る費用は、拠出が確定した時点で費用として認識しております。

## ⑦収益認識

NIDECは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

### (i) 物品の販売

精密小型モータ、車載、家電・商業・産業用の一部、機器装置の一部、電子・光学部品の製造・販売については、物品の引き渡し完了した時点において顧客が当該物品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しております。従って、当該物品の引渡時点で収益を認識しております。

### (ii) 工事契約

家電・商業・産業用の一部、機器装置の一部については、工事契約が存在し、財またはサービスに対する支配が一定の期間にわたり移転することから、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断しております。当該履行義務は完全な充足に向けての進捗度を合理的に測定できることから、報告期間の末日現在の進捗度をもって収益を認識しております。進捗度の測定についてはインプット法の使用が適切であると考えており、契約ごとの見積総原価に対する発生原価の割合を用いております。

### (iii) 契約資産及び契約負債

契約資産は顧客に移転した財またはサービスと交換に受け取る対価に対する権利のうち、時の経過以外の条件付きの権利であります。契約負債は財またはサービスを顧客に移転する前に、顧客から対価を受け取っているまたは対価の支払期限が到来しているものであります。

### (iv) 顧客との契約の獲得または履行のためのコストから認識した資産

顧客との契約を獲得するための増分コスト及び契約に直接関連する履行コストのうち、回収可能であると見込まれる部分を資産として認識しております。顧客との契約を獲得するための増分コスト及び契約履行コストは、契約に基づくサービスが提供される期間にわたって償却しています。

顧客との契約を獲得するための増分コストは、顧客との契約を獲得するために発生したコストで、当該契約を獲得しなければ発生しなかったであろうものです。契約履行コストは、顧客との契約を履行する際に発生したコストのうち、他の基準の範囲に含まれない、契約または企業が具体的に特定できると予想される契約に直接関連しており、将来において履行義務の充足（または継続的な充足）に使用される企業の資源を創出するかまたは増価するものです。

## ⑧外貨換算

### (i) 機能通貨

NIDECグループ内の各企業はそれぞれ独自の機能通貨を定めており、各企業の取引はその機能通貨により測定しております。

### (ii) 取引及び残高

外貨建取引は、取引日の為替レート、または、それに近似する為替レートにより機能通貨に換算されます。取引の決済並びに外貨建貨幣性資産及び負債の期末日の為替レートによる換算から生ずる為替差損益は、有効なキャッシュ・フロー・ヘッジとして資本で繰延べられる場合を除き、連結損益計算書の純損益において認識しております。

### (iii) 在外営業活動体

在外子会社及び関連会社の財務諸表項目の換算については、資産及び負債を決算日の為替相場により円貨に換算し、収益及び費用を期中平均相場により円貨に換算しております。在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる為替換算差額はその他の包括利益で認識しております。在外営業活動体を処分し、支配または重要な影響力を喪失する場合には、この営業活動体に関連する為替換算差額の累積金額を、処分にかかる利得または損失の一部として純損益において認識しております。

## ⑨消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

## (2) 会計方針の変更

NIDECは、当連結会計年度より以下の基準を適用しております。

IFRS		新設・改訂の概要
IFRS第7号	金融商品：開示	金利指標改革-フェーズ2（既存の金利指標を代替的な金利指標に置換える時に生じる財務報告への影響に関する改訂）
IFRS第9号	金融商品	
IAS第39号	金融商品：認識及び測定	

本改訂は特定のヘッジ会計の要求事項を変更します。本金利指標改革により既存の金利指標を代替的な金利指標に置き換える時においてもヘッジ会計を継続することができます。上記の基準書の適用によるNIDECの連結計算書類に与える重要な影響はありません。

## 5. 会計上の見積りに関する注記

### ・のれん及び無形資産

当連結会計年度末残高

のれん	339,904百万円
無形資産	214,498百万円

NIDECは、のれん及び耐用年数を確定できない無形資産の減損テストを最低年に1回行っており、更に減損の兆候がある場合には、その都度、減損テストを行っております。

減損テストの回収可能価額は、過去の経験と外部の情報を反映させて作成され、マネジメントが承認した5年を限度とする事業計画と成長率を基礎としたキャッシュ・フローの見積額を現在価値に割引いた使用価値にて算定しております。割引率は、各資金生成単位グループの税引前の加重平均資本コストを基礎に算定しております(4.06%~10.07%)。成長率は、各資金生成単位グループの属する産業もしくは国における長期の平均成長率を勘案して決定しております(0.92%~3.81%)。新型コロナウイルス感染症の拡大による影響については、各資金生成単位グループの減損テストに用いた事業計画において将来の業績への影響を考慮しております。

なお、減損テストに用いた主要な仮定が合理的に予測可能な範囲で変化したとしても、マネジメントは、使用価値が帳簿価額を下回る可能性は低いと判断しております。

NIDECは、これらの資産については、買収した事業の効率的な統合により得られる将来の収益力を適切に反映したものと考えておりますが、事業環境の悪化等により予想どおりの収益が得られないと判断された場合、NIDECはこれらの資産について減損を認識しなければならず、NIDECの経営成績、財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

## II. 連結財政状態計算書に関する注記

1. 損失評価引当金額  
流動資産 3,970百万円  
非流動資産 449百万円
2. 偶発負債  
契約履行保証等 13,816百万円  
持分法適用会社の銀行借入に対する債務保証 9,952百万円

当連結会計年度末において、NIDECは車載事業にて一部の自動車メーカーと製品保証に関して意見の相違があり、費用負担の要否について話し合いを実施しております。なお、NIDECの立場が著しく不利になる可能性があるため、IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の92項に従い、詳細な開示は行っておりません。

3. 担保に供している資産及び担保に係る債務
  - (1) 担保に供している資産  
土地 222百万円  
機械装置 454百万円
  - (2) 担保に係る債務  
1年以内返済予定長期債務 67百万円
4. 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 699,595百万円

## III. 連結持分変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び株式数  
普通株式 596,284,468株
2. 剰余金の配当に関する事項
  - (1) 配当支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年5月27日 取締役会	普通株式	17,577百万円	30円	2021年3月31日	2021年6月1日
2021年10月26日 取締役会	普通株式	17,574百万円	30円	2021年9月30日	2021年12月1日

- (注) 1. 2021年5月27日取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が所有する当社株式に対する配当金5百万円が含まれております。
2. 2021年10月26日取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が所有する当社株式に対する配当金14百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち配当の効力発生日が翌期となるもの

(決議予定)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年5月26日 取締役会	普通株式	20,326百万円	利益剰余金	35円	2022年3月31日	2022年6月1日

- (注) 上記の配当金の総額には、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が所有する当社株式に対する配当金16百万円が含まれております。

## IV. 収益認識に関する注記

1. 収益の分解

NIDECは、精密小型モータ、車載製品、家電・商業・産業用製品、機器装置、電子・光学部品等の製造・販売を主な事業内容にしています。各事業の主な財またはサービスの種類は、物品の販売及び工事契約であります。

当事業年度の連結売上高は、1,918,174百万円であり、各事業の売上高は、精密小型モータ424,907百万円、車載製品417,643百万円、家電・商業・産業用製品786,588百万円、機器装置215,588百万円、電子・光学部品69,699百万円及びその他3,749百万円であります。

なお、上記売上高のうち、一定の期間にわたり履行義務を充足する工事契約から生じる収益は、家電・商業・産業用製品47,663百万円、機器装置24,444百万円であります。



## 2. 収益を理解するための基礎となる情報

「Ⅰ. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項」の「⑦収益認識」に記載のとおりであります。

## 3. 契約残高

契約資産及び契約負債の残高は以下のとおりであります。

契約資産	
その他の流動資産	21,995百万円
その他の非流動資産	576百万円
契約負債	
その他の流動負債	29,032百万円
その他の非流動負債	46百万円

契約資産は、主に一定の期間にわたり履行義務を充足する工事契約から生じる収益と交換に受取る対価に対する権利のうち、債権を除いたものであります。契約資産は、顧客が対価を支払う前もしくは支払期限が到来する前に、財またはサービスに対する支配が移転した時に計上しております。また顧客に対価を請求する時点でその権利が時の経過だけが要求される無条件な状態となったと判断し、債権に振り替えております。

契約負債は、主に顧客からの前受金に関するものであります。契約負債は、財またはサービスに対する支配が顧客に移転する前に、顧客から対価を受領した時に計上し、履行義務を充足し財またはサービスに対する支配が顧客に移転した時に収益に振り替えております。

また、当連結会計年度の期首時点の契約負債残高は、それぞれ当連結会計年度の収益として認識しております。なお、当連結会計年度における、過去の期間に充足（または部分的に充足）した履行義務から認識した収益の金額には重要性はありません。

## 4. 残存履行義務に配分した取引金額

当連結会計年度末における工事契約に関する残存履行義務に配分した取引金額及び充足時期は以下のとおりであります。なお、個別の予想契約期間が1年以内の取引は含んでおりません。

1年以内	44,836百万円
1年超	35,519百万円
合計	80,354百万円

## V. 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

NIDECは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また資金調達については銀行等金融機関からの借入や社債の発行により資金を調達しております。営業債権に係る顧客の信用リスクは、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。借入金の使途は主として運転資金、設備投資資金及びM&A資金であります。なお、金利、為替及び商品価格の変動によるリスクを管理するために、デリバティブ取引を一部利用しております。

#### (1) 信用リスク

NIDECは、営業債権に関する債務不履行を「債務者である顧客が債務を履行せず回収が不能となること」と定義しております。そのためNIDECは、営業債権について、債務者の財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図るため、与信管理規定に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理しております。

なお、NIDECでは、特定の相手先に対する過度に集中した信用リスクはありません。

金融資産の信用リスクに係る最大エクスポージャーは、連結計算書類に表示されている減損後の帳簿価額となります。

#### (2) 流動性リスク

NIDECは、運転資金や設備投資資金の調達を、金融機関からの借入や直接金融市場からの資金調達に依存しております。金融市況の変化やその他の要因により金融機関が貸付枠、信用供与枠額や条件を圧縮した場合、NIDECの財政状態が悪化した結果、信用格付機関がNIDECの信用格付けを大幅に下げた場合、または、経済状況の後退により投資家の意欲が減少した場合、NIDECが必要な資金を必要な時期に、希望する条件で調達できない可能性があります。

NIDECは、かかる流動性リスクに備えるため、定期的に手元流動性及び有利子負債の状況等を把握し、資金調達計画を作成しております。また、作成した計画に従って機動的な資金調達が可能となるよう、取締役会で借入枠設定の承認を行っております。

(3) 市場リスク

①為替リスク管理

NIDECの海外売上上の大部分はドル・ユーロ・人民元・タイバーツ等の外貨で構成されており、円に対する各通貨の下落はNIDECの売上・営業利益・当期利益等に悪影響を及ぼすリスクがあります。また、在外子会社の財務諸表の連結に際しても為替変動の影響が生じます。

これらの為替リスク管理のため、当社グループは通貨毎の金銭債権債務バランスのコントロールや売上・仕入通貨のマリー等のナチュラルヘッジを基本としております。なお、一部取引については為替変動の影響を抑制するため先物為替予約等を利用しております。

②金利リスク管理

NIDECは重要性のある有利子資産を有していないため、NIDECの損益及びキャッシュ・フローが市場金利に左右されることは実質的にありません。

NIDECは有利子負債を保有しており、それらの金利変動やキャッシュ・フロー増減リスクを管理するため、金利スワップ取引等を利用するとともに、金利の動きを適宜モニタリングしております。その結果、利息の支払いがNIDECに与える影響は僅少です。

③株価変動リスク管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、評価損益を把握している他、発行体との関係を勘案の上、保有状況を継続的に適宜見直しております。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

当連結会計年度末における金融商品の簿価及び公正価値の見積り額は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	簿 価	見積公正価値
資産・負債 (△)		
現金及び現金同等物	199,655	199,655
短期投資	260	260
長期投資	23	25
短期貸付金	14	14
長期貸付金	158	152
短期借入金	△130,635	△130,635
長期債務 (1年以内返済予定長期債務を含み、リース債務及び社債を除く)	△20,960	△20,755
社債 (1年以内償還予定社債を含む)	△402,962	△399,277

金融商品の公正価値の見積方法は次のとおりであります。

(1) 現金及び現金同等物、短期投資、短期貸付金、短期借入金

通常の事業において、ほとんどの現金及び現金同等物、短期投資（定期預金）、短期貸付金、短期借入金はきわめて流動性が高く、その簿価はおおむね公正価値であります。

(2) 長期投資

長期投資の公正価値は、主に業績連動型株式報酬制度に伴う信託金であり、期待される将来のキャッシュ・フローを現在価値に割引いた金額で見積っており、レベル2に分類しております。

(3) 長期貸付金

長期貸付金の公正価値は、期待される将来のキャッシュ・フローを現在価値に割引いた金額で見積っており、レベル2に分類しております。

(4) 長期債務

長期債務（含1年以内返済予定長期債務、除リース債務及び社債）の公正価値は、それらと類似した負債をNIDECが新たに借入れる場合に適用される利子率を使って、将来の返済額を現在価値に割引いた金額で見積っており、レベル2に分類しております。

(5) 社債

NIDECが発行した社債（含1年以内償還予定社債）の公正価値は、活発でない市場における同一負債の市場価格により評価しており、レベル2に分類しております。

なお、「営業債権及びその他の債権」、「営業債務及びその他の債務」については短期間で決済され、帳簿価額と近似しているため、上記の表には含めておりません。

経常的に公正価値で測定する金融商品の公正価値ヒエラルキーに基づくレベル別分類

以下は金融商品を当初認識した後、公正価値で測定された金融商品の分析であります。

分析に使用する公正価値ヒエラルキーの各レベルに分類された、金融資産及び金融負債の内訳は次のとおりであります。

当連結会計年度（2022年3月31日）

（単位：百万円）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産：				
有価証券及びその他の投資有価証券				
FVTPLの資本性金融資産	1,940	—	—	1,940
FVTOCIの資本性金融資産	18,611	—	2,154	20,765
FVTOCIの負債性金融資産	—	73	—	73
デリバティブ	549	1,158	—	1,707
資産合計	21,100	1,231	2,154	24,485
負債：				
デリバティブ	—	151	—	151
負債合計	—	151	—	151

（注）当連結会計年度においてレベル1、レベル2及びレベル3の間における振り替えはありません。

レベル1の有価証券や商品先物等のデリバティブ金融商品は主に時価のあるもので、十分な取引量と頻繁な取引がある活発な市場における調整不要な市場価値で評価しております。

レベル2の有価証券は、活発でない市場における同一資産の市場価格により評価しております。レベル2のデリバティブは先物為替予約等のデリバティブ金融商品であり、取引相手方または第三者から入手した相場価格に基づき評価され、外国為替レート及び金利等の観察可能な市場インプットを使用した価格モデルに基づき定期的に検証しております。

レベル3の有価証券は、主に非上場株式により構成されております。非上場株式の公正価値は、割引キャッシュ・フロー・アプローチ等を適用して算定しております。レベル3の有価証券について、観察可能でないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合の重要な公正価値の変動は見込まれておりません。

VI. 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり親会社所有者帰属持分 2,228円91銭
- 基本的1株当たり親会社の所有者に帰属する当期利益 234円30銭

（注）1株当たり親会社所有者帰属持分の算定及び基本的1株当たり親会社の所有者に帰属する当期利益の算定において、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が所有する当社株式を自己株式として処理していることから、期末発行済株式総数及び加重平均株式数から当該株式数を控除しております。

## Ⅶ. 非継続事業

当社は、ワールプール社の保有するコンプレッサー事業Embraco（以下、「エンブラコ社」）の買収の条件として、コンプレッサー事業（セコップ社）の売却を欧州委員会から命じられました。当社は欧州委員会からの命令に従い、セコップ社に対する実効的な支配権を経営の独立執行者（Hold Separate Manager）及び監視機関（Monitoring Trustee）へ2019年4月12日に譲渡致しました。この結果、当社はセコップ社に対する実効的な支配権を喪失したことにより、セコップ社を連結の範囲から除外し、これによる損失を連結損益計算書上、継続事業から分離し非継続事業に分類致しました。そして、当社は、2019年9月9日にセコップ社をOrlando Management AGが投資助言するESSVP IV L.P.、ESSVP IV（Structured）L.P.及びSilenos GmbH & Co. KG（以下、総称して「ESSVP IV」）に譲渡（以下、「本取引」）致しました。なお、一部の売却コストについては、今後も発生する見込みであります。本取引は、売却価額の価格調整等についてOrlando Management AG並びに譲渡先関係者との協議の結果、合意に至らず、2021年1月12日にドイツ仲裁協会に仲裁裁判の申し立てを行い、同日中に同協会での登録を完了しております。仲裁の確定までは通常18か月から24か月を要する見込みであります。

### （1）本取引の理由

当社は、家電・商業・産業用モータ事業を戦略的に重要な事業のひとつと位置づけ、成長、強化に努めてまいりました。セコップ社は家庭用・商業用冷蔵庫のコンプレッサーの開発・製造・販売を行っており、2017年のセコップ社買収によりグローバルアライアンス部門は、売上高の飛躍的な成長機会が期待できる冷蔵庫市場に本格的に参入致しました。しかしながら、当社によるワールプールのコンプレッサー事業エンブラコ社の買収に関する欧州委員会の条件付承認を2019年4月12日に取得し、セコップ社を譲渡することとなりました。更に、ESSVP IVがセコップ社の適切な購入者であることについての欧州委員会からの認可取得を経て、2019年6月26日に欧州委員会よりエンブラコ社買収認可を取得致しました。本取引は、当社がセコップ社を適切な購入者に売却するという、当該承認の条件に基づいて行われるものです。

### （2）譲渡した相手会社の名称及び本取引の時期

譲渡した相手会社の名称	ESSVP IV
本取引の時期	2019年9月9日

### （3）子会社の名称、事業内容

子会社の名称	セコップ社
事業内容	冷蔵庫向けコンプレッサー事業

### （4）子会社に対する持分の推移

売却前の持分比率	100%
売却した持分比率	100%
売却後の持分比率	—

### （5）非継続事業からの損益

	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
その他の損失	△327
非継続事業からの税引前当期損失	△327
非継続事業からの当期損失	△327

- (注) 1. 2019年4月12日において、セコップ社に対する実効的な支配権の喪失により、連結の範囲より除外しております。
2. セコップ社の売却に関連する各種条件は当連結会計年度末日時点の情報に基づいており、最終的な売却損失額は価格調整等により今後変動する可能性があります。

#### Ⅷ. 企業結合に関する注記

IFRS第3号「企業結合」の規定を適用しております。

前連結会計年度のMetal Stamping Support Group, LLC 社及び同関連会社の株式取得により取得した資産、引き継いだ負債に関する公正価値評価が第1四半期連結会計期間に完了致しました。これにより前連結会計年度の連結財務諸表については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の見直しが反映された後の金額によっております。

その他、当連結会計年度の買収により取得した資産、引き継いだ負債のうち、現在評価中の資産、負債については、当連結会計年度末日時点の予備的見積りに基づいております。

#### Ⅸ. 重要な後発事象に関する注記

##### 自己株式の取得について

当社は、2022年4月21日開催の取締役会において、会社法第459条第1項第1号の規定による定款の定めに基づき、同法第156条第1項に規定する自己株式の取得枠を設定することを決議致しました。これは、経営環境の変化に応じた機動的な資本政策を遂行するために行うものであります。取得の内容については次のとおりであります。なお2022年4月30日までに当プログラムで取得した自己株式の総数は50万株、取得価額の総額は約42億円であります。

1. 取得する株式の種類	普通株式
2. 取得し得る株式数	550万株（上限） （発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合0.95%）
3. 株式の取得価額の総額	500億円（上限）
4. 取得する期間	2022年4月22日～2023年1月24日

# 株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

項目	株 主 資 本								株主資本計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式		
		資本準備金	その他剰余金	利益準備金	その他利益剰余金	繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	87,784	92,005	55,925	721	57,650	63,384	△63,869	293,600	
当 期 変 動 額									
剰余金の配当						△35,152		△35,152	
当期純利益						45,079		45,079	
自己株式の取得							△57,496	△57,496	
自己株式の処分							93	93	
その他株主資本の変動			2,098				△2,098	—	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当 期 変 動 額 合 計	—	—	2,098	—	—	9,927	△59,501	△47,476	
当 期 末 残 高	87,784	92,005	58,023	721	57,650	73,311	△123,370	246,124	

項目	評価・換算差額等		純資産計
	その他有価証券評価差額金	土地評価額	
当 期 首 残 高	4,794	△331	298,063
当 期 変 動 額			
剰余金の配当			△35,152
当期純利益			45,079
自己株式の取得			△57,496
自己株式の処分			93
その他株主資本の変動			—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△257		△257
当 期 変 動 額 合 計	△257	—	△47,733
当 期 末 残 高	4,537	△331	250,330

## 個別注記表

(記載金額)

百万円未満を四捨五入して表示しております。

### I. 重要な会計方針

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

###### ①子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

###### ②その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

##### (2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

##### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5～50年

機械及び装置 7～9年

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主に5年）に基づく定額法を採用しております。

##### (3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

##### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を退職給付引当金または前払年金費用として計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による按分額を費用処理しております。



#### 4. 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

#### 5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### (1) 繰延資産の処理方法

支払時に全額費用として処理しております。

##### (2) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

##### (3) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

### II. 会計上の見積りに関する注記

#### 関係会社株式、関係会社出資金の減損

市場価格のない関係会社株式、関係会社出資金については、取得価額と各社の純資産金額に基づく実質価額を比較し、実質価額が取得原価の50%超下落した場合には、実質価額まで減損処理をしております。ただし、実質価額が取得価額に比して50%超下回るものの、関係会社にとって実行可能で合理的な事業計画があり回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合には減損処理を行わない方針としております。当社はこの判断基準を合理的なものであると考えておりますが、市場の変化や予測できない経済及びビジネス上の前提条件の変化によって、実質価額や事業計画に重要な影響があった場合は、上記の関係会社株式、関係会社出資金の評価にも影響を及ぼす可能性があります。

この方針のもと、当事業年度末において、実質価額が取得原価の50%超下落した関係会社株式は存在しないことから、減損損失は計上しておりません。

### III. 会計方針の変更に関する注記

#### (1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

なお、本会計基準の適用による計算書類に与える影響は軽微であります。

#### (2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

なお、これによる影響はありません。

### IV. 貸借対照表に関する注記

#### 1. 関係会社に対する金銭債権、金銭債務

短期金銭債権	205,628百万円
長期金銭債権	106,636百万円
短期金銭債務	253,719百万円
長期金銭債務	73百万円

#### 2. 有形固定資産の減価償却累計額

28,930百万円



### 3. 土地再評価法の適用

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日改正）に基づき事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税標準の計算の基礎となる土地の価額を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に合理的調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日	2000年3月31日
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額	2,399百万円

### 4. 貸出コミットメント

子会社とグループCMS（キャッシュマネジメントシステム）等に係る基本約定等を締結し、貸付限度枠を設定しております。これらの契約に基づく当事業年度末の貸付未実行残高は次のとおりであります。

貸付限度額の総額	312,230百万円
貸付実行残高	213,340百万円
差引貸付未実行残高	98,890百万円

### 5. 偶発債務

次の子会社等の借入債務等に対して、債務保証を行っております。

日本電産 PSA イーモーターズ	9,952百万円
NIDEC GPM Hungary LLC	633百万円
ニデックエレクトリックモータ・セルビア有限会社	548百万円
ニデックエレシスヨーロッパ有限会社	408百万円
Nidec ACIM Germany GmbH	221百万円
日本電産ヨーロッパ(株)	156百万円
Nidec Industrial Automation Italy SpA	77百万円
ブラジル日本電産モビリティ(株)	22百万円
Nidec Industrial Automation Poland SP Zoo	3百万円

## V. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引

売上高	151,090百万円
仕入高	132,125百万円
販売費及び一般管理費	16,559百万円
営業取引以外の取引	34,005百万円

## VI. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	10,552,192	5,481,802	10,960	16,023,034

- (注) 1. 普通株式の自己株式数の増加5,481,802株は、取締役会決議による取得5,479,800株、単元未満株式の買取りによる取得2,002株であります。
2. 普通株式の自己株式数の減少10,960株は役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託による売却10,960株であります。
3. 当事業年度末株式数には役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が所有する当社株式475,528株が含まれております。

## VII. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
貸倒引当金損金算入限度超過額		195百万円
賞与引当金損金算入限度超過額		580百万円
棚卸資産評価減		134百万円
未払費用計上否認		332百万円
減価償却超過額		220百万円
投資有価証券減損処理		23百万円
子会社株式・出資金評価損		4,022百万円
外国税額控除		3,637百万円
繰越欠損金		136百万円
その他		234百万円
繰延税金資産	小計	9,513百万円
評価性引当額		△7,903百万円
繰延税金資産	計	1,610百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金		1,991百万円
前払年金費用		217百万円
繰延税金負債	計	2,208百万円
繰延税金負債の純額		598百万円

(注) 2020年3月27日に成立した「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)においてグループ通算制度が創設されております。当社は従来より連結納税制度を採用しておりますが、企業会計基準委員会の実務対応報告第39号「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の運用に関する取り扱い」に基づき、繰延税金資産及び繰延税金負債の額については企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づき計算しております。

## Ⅷ. 関連当事者との取引に関する注記

### 1. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	(注1) 公益財団法人 永守財団	被所有 直接 0.3%	間接業務の受託	(注2) 業務受託収入	12	未収入金	0
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	(注3) 学校法人 永守学園	当社役員永守重信 が理事長を兼務 被所有 0.0%	出向契約	(注4) 出向者給与の受取	36	未収入金	3
			共同研究契約の締結	(注5) 共同研究費用の支払	84	未払金	19

- (注) 1. 当社代表取締役会長である永守重信が代表理事を兼任しております。  
2. 業務受託収入については、両者協議の上で締結した業務委託契約に基づき決定しております。  
3. 当社代表取締役会長である永守重信が理事長を兼任しております。  
4. 出向者給与については、両者協議の上で締結した出向契約に基づき決定しております。  
5. 共同研究費用の支払については、両者協議の上で締結した共同研究契約に基づき決定しております。

### 2. 子会社等

種類	会社等の 名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	日本電産(香港)有限公司	直接 100.0%	当社製品の販売	モータの売上	46,248	売掛金	14,997
子会社	タイ日本電産(株)	直接 99.9%	資金の借入 役員の兼任	資金の借入 (返済)	7,840	短期借入金	76,826
子会社	日本電産精密馬達科技(東莞)有限公司	間接 100.0%	日本電産精密馬達科技(東莞)有限公司 製品の購入	モータの仕入	23,824	買掛金	6,939
子会社	日本電産自動車モータ(浙江)有限公司	直接 90.10% 間接 9.90%	日本電産自動車モータ(浙江)有限公司 製品の購入 役員の兼任	モータの仕入	20,735	買掛金	5,169
子会社	ドイツ日本電産モーターズアンドアクチュエーターズ(株)	直接 100.0%	当社製品の販売 役員の兼任	モータの売上	32,001	売掛金	24,558
子会社	日本電産アメリカ・ホールディング(株)	直接 100.0%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 CMS取引 (借入金の返済)	2,971 22,570	関係会社 短期貸付金 短期借入金	31,133 0
子会社	日本電産モビリティ(株)	直接 100.0%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 (返済) 資金の貸付	19,780 16,360	関係会社 短期貸付金 関係会社 長期貸付金	— 17,666
子会社	日本電産ヨーロッパ(株)	直接 100.0%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 資金の貸付 (返済)	17,047 1,282	関係会社 短期貸付金 関係会社 長期貸付金	31,866 69,163
子会社	ベトナム日本電産会社	直接 100.0%	ベトナム日本電産会社製品の購入 役員の兼任	モータの仕入	24,794	買掛金	7,479

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	日電産(上海)管理有限公司	直接 100.0%	資金の借入 役員の兼任	CMS取引 (借入)	22,835	短期借入金	66,495
子会社	日電産コパ ル電子(株)	直接 100.0%	資金の貸付 役員の兼任	CMS取引 (借入)	15,101	預り金	15,101

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記各社に対する製品取引の条件は、当社の購買基本規程、販売管理規程に基づくものであり、他の取引先と同一であります。

2. 上記各社に対する資金の貸付及び借入の利率は、市場金利を勘案した契約に基づき合理的に決定しております。

3. 当社は、CMS (キャッシュマネジメントシステム) を導入しており、CMS取引の実態を明瞭に開示するために、取引金額は純額表示しております。

#### IX. 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産 431円41銭
- 1株当たり当期純利益 77円17銭

(注) 1株当たり純資産の算定及び1株当たり当期純利益の算定において、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が所有する当社株式を自己株式として処理していることから、期末発行済株式総数及び期中平均発行済株式総数から当該株式数を控除しております。

#### X. 重要な後発事象に関する注記

##### 自己株式の取得について

当社は、2022年4月21日開催の取締役会において、会社法第459条第1項第1号の規定による定款の定めに基づき、同法第156条第1項に規定する自己株式の取得枠を設定することを決議致しました。これは、経営環境の変化に応じた機動的な資本政策を遂行するために行うものであります。取得の内容については次のとおりであります。なお2022年4月30日までに当プログラムで取得した自己株式の総数は50万株、取得価額の総額は約42億円であります。

1. 取得する株式の種類	普通株式
2. 取得し得る株式数	550万株 (上限) (発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合0.95%)
3. 株式の取得価額の総額	500億円 (上限)
4. 取得する期間	2022年4月22日～2023年1月24日